

広島市地域強靱化計画

令和4年3月改定
(平成29年4月策定)
広島市

目次

第1章 計画策定の趣旨・位置付け	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 強靱化の基本的考え方	
1 本市の概況	3
(1) 地理的・自然的条件	3
(2) 人口推計	7
(3) 公共施設の老朽化	8
2 想定する大規模自然災害	9
(1) 想定するリスクの設定	9
(2) 台風や豪雨等による風水害に関する被害想定	10
(3) 南海トラフ巨大地震に関する被害想定	12
3 強靱化の目標	16
(1) 基本目標	16
(2) 事前に備えるべき目標	16
第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
2 施策分野の設定	19
3 脆弱性の評価	19
第4章 推進すべき施策の方針	
1 リスクシナリオごとの施策の方針	39
2 施策分野ごとの方針	66
3 重点化する施策	66
(1) 重点化の考え方	66
(2) 重点化する施策	67
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	68
2 計画の進捗管理	68
3 計画の見直し	68
別表 施策分野整理表	69

1 計画策定の趣旨

我が国においては、今後、南海トラフ沿いでの大規模な地震や首都直下地震、火山の噴火等による大規模な自然災害の発生が懸念されているところである。国は、こうした大規模な自然災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行した。

平成26年6月には、国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めて行くこととしている。また、国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、すみやかに地方公共団体において国土強靱化地域計画が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要としている。

こうした国の動向を踏まえ、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、広島市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として、平成29年4月に本計画（計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間）を策定した。

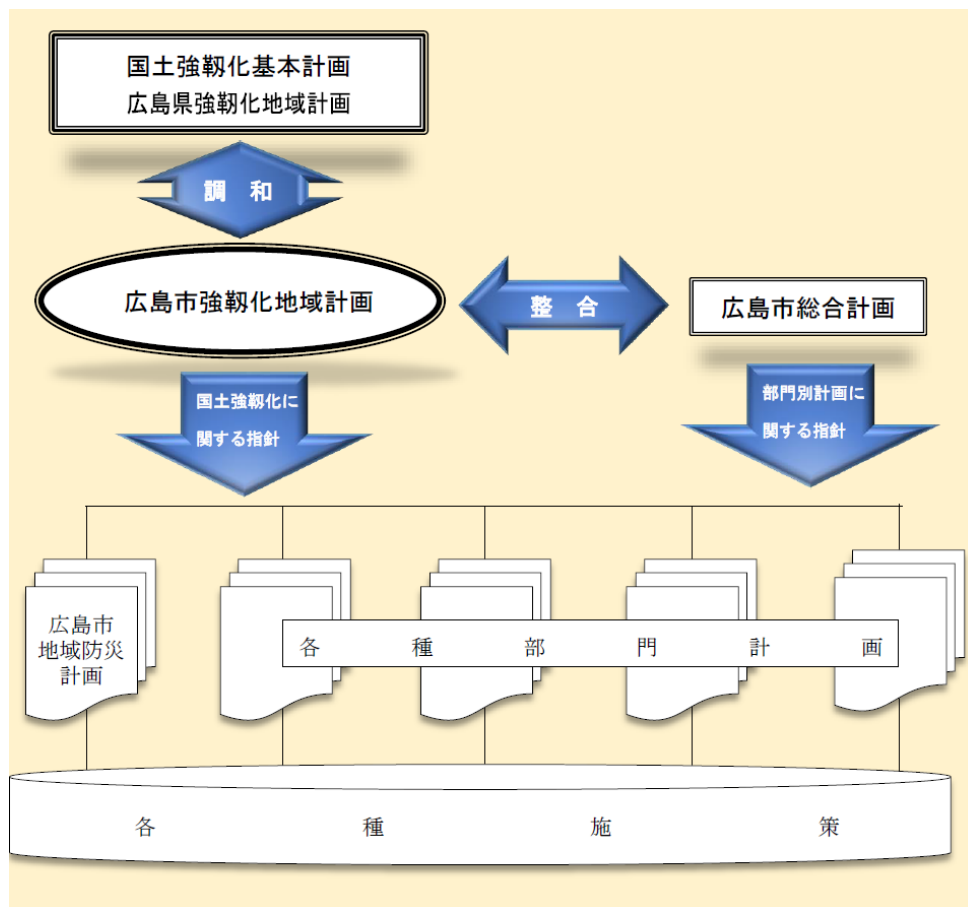
国においては、平成30年12月に基本計画が見直され、平成28年熊本地震等の基本計画策定後の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続き国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとした。

このような中、本市においても、平成30年7月豪雨災害等の教訓や計画策定から5年が経過したことによる社会情勢の変化などを踏まえ、本計画を改定することとした。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画及び広島県強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「広島市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「広島市地域防災計画」や広島市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けるものである。

また、本市では、「第 6 次広島市基本計画」の中で「持続可能な開発目標（SDGs）」の着実な達成を目指すこととしており、本計画においても、各種施策の実施により、関連する SDGs の達成に貢献する。



【本計画における施策の実施により達成を目指す SDGs】



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間とする。

第2章 強靱化の基本的考え方

1 本市の概況

(1) 地理的・自然的条件

ア 位置

本市は、広島県の西部に位置し広島湾に面している。

市の北端は、安佐北区安佐町鈴張北部で山県郡北広島町に接し、南端は、広島湾内の似島南端で、南北は約 35km である。

また、市の東端は、安佐北区白木町井原東部で安芸高田市に接し、西端は、佐伯区湯来町で廿日市市吉和に接し、東西は約 47km である。

広島市域図



イ 地勢

市域内の平地の大部分は、太田川流域に形成された沖積平野からなる。可部から祇園付近までの平地は、主に太田川氾濫原により形成されるが、三篠付近からは太田川三角州が開け、平和大通り付近から広島湾の範囲は、干拓や埋立てによって人工的に陸化された地形で、地盤が海水面より低い「ゼロメートル地帯」が存在する。また、これとは独立して、市東部の府中大川流域や瀬野川河口付近ならびに、西部の八幡川河口付近にも低地が開けており、現在では埋立て等に伴い、連続性を有した平地となっている。

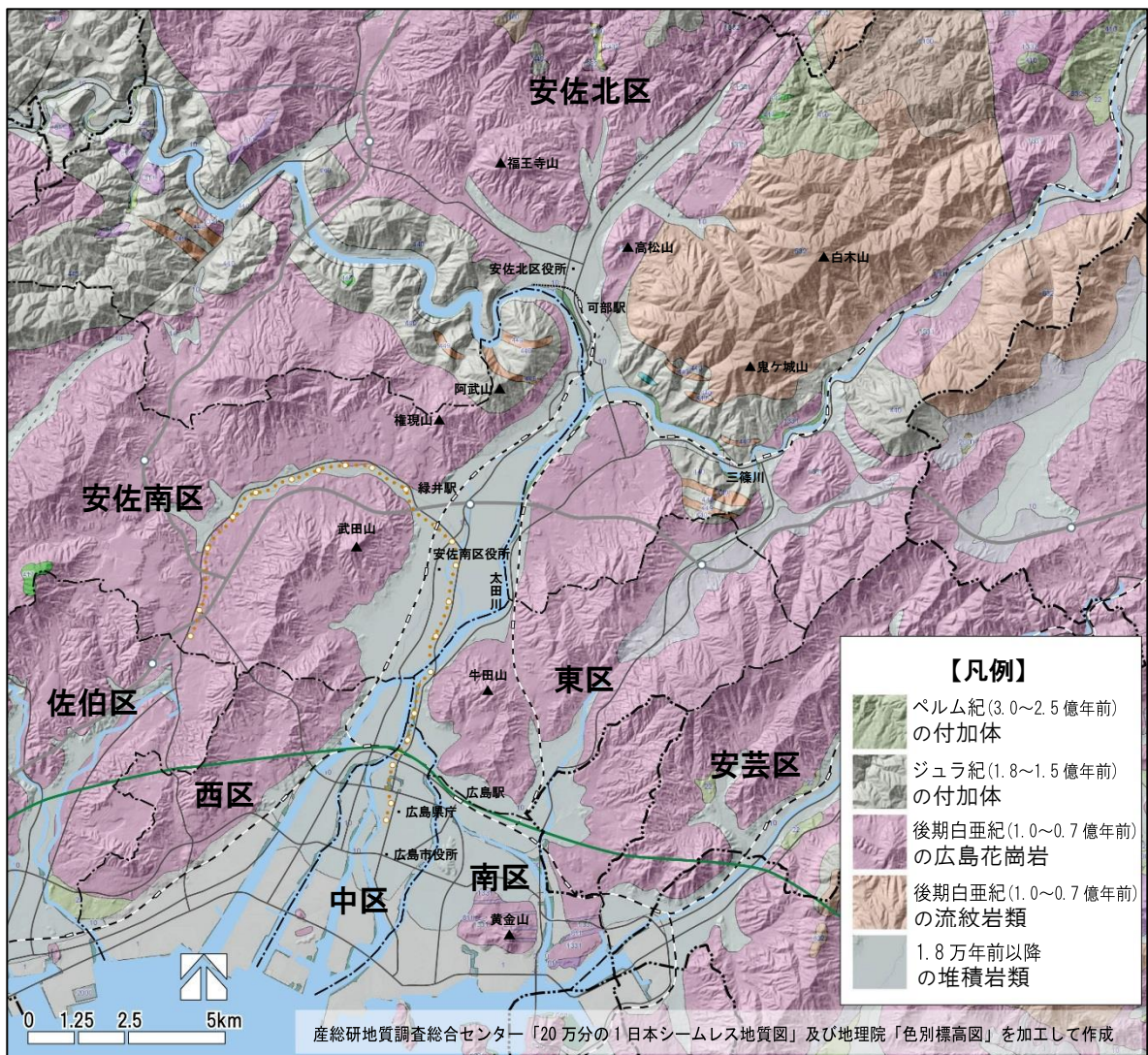
これらの平地を取り囲む形で、広範囲に山地・丘陵地が広がり、北部、東部、西部には、標高 600m 以上の山岳も多く存在する。

ウ 地質

市内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は高陽町の木ノ宗山、鬼ヶ城山及び旧佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、吉山川西の急峻な山地に分布し、各所で花崗岩に貫かれ、主として粘板岩よりなっている。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫よりなっている。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。

このように、旧市域の市街地の大半は軟弱な地層であり、構造物の建築に際しては、耐震に一段の考慮を必要とし、また、周辺部では花崗岩の風化層の崩壊によるがけ崩れや土砂流出等の災害のおそれがある。

地 質 図



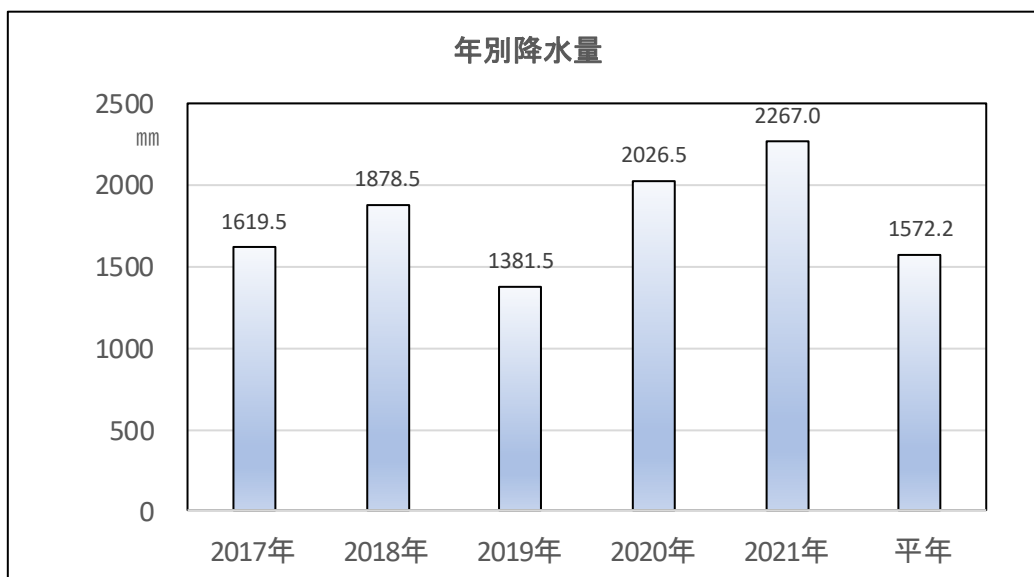
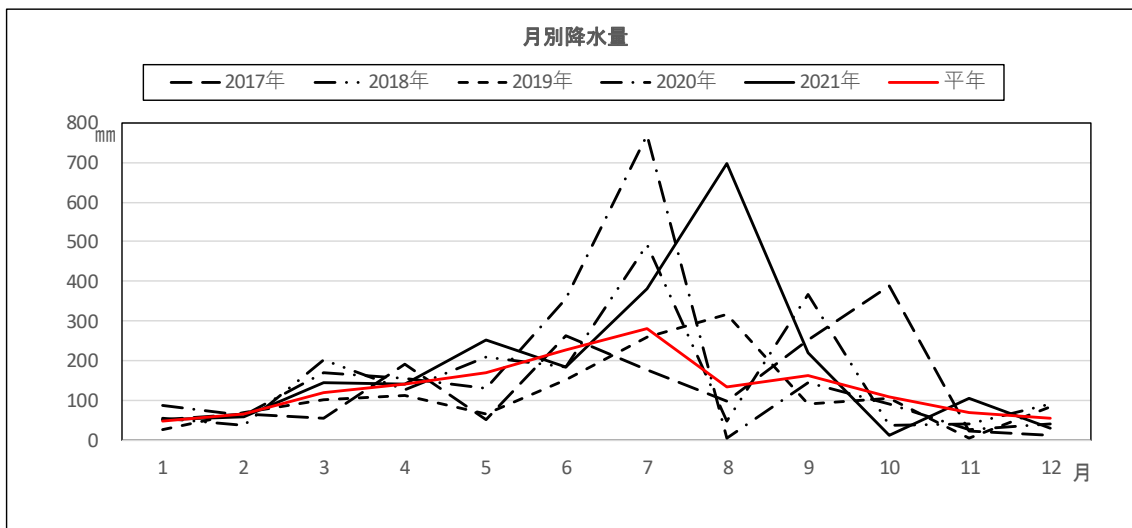
エ 気候

本市の気候は温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風に対しては中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。

平年値（統計期間 1991～2020 年）の月平均気温は 1 月 5.4℃、8 月 28.5℃、年平均 16.5℃と比較的温暖であり、降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 1,572.2 mm と瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。

卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び 8・9 月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。

月別・年別降水量



【出典：気象庁ホームページ（過去の気象データ）】

オ 災害環境

(ア) 台風常襲地帯

本市は、昭和 34 年に、「台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法」に基づく総理府告示により、台風常襲地帯として指定されている。

台風の中国地方（山口を除く）への接近数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和3年 (2021年)								2	1				3
令和2年 (2020年)								1	1				2
令和元年 (2019年)						1	1	2	1	1			6
平年値 (1991～2020年)					0.1	0.2	0.6	0.8	1.1	0.3			3.0

【出典：気象庁ホームページ（過去の気象データ）】

(イ) 洪水浸水想定区域

本市域においては、「水防法」に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深等も公表されている。

主な河川の指定状況

(令和3年3月29日現在)

指定河川名	河川管理者	指定年月日
太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川	国	平成29年4月19日
安川、三篠川、根谷川、府中大川、鈴張川	広島県	平成29年4月19日
南原川、水内川	広島県	平成30年5月18日
瀬野川	広島県	令和2年5月22日
八幡川、岡ノ下川	広島県	令和3年3月29日

(ウ) 土砂災害警戒区域

本市域においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、広島県知事により平成15年3月31日に全国で初めて土砂災害警戒区域が指定され、以降順次指定されている。

土砂災害警戒区域箇所数

(令和4年1月27日現在)

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
7,787箇所	7,181箇所

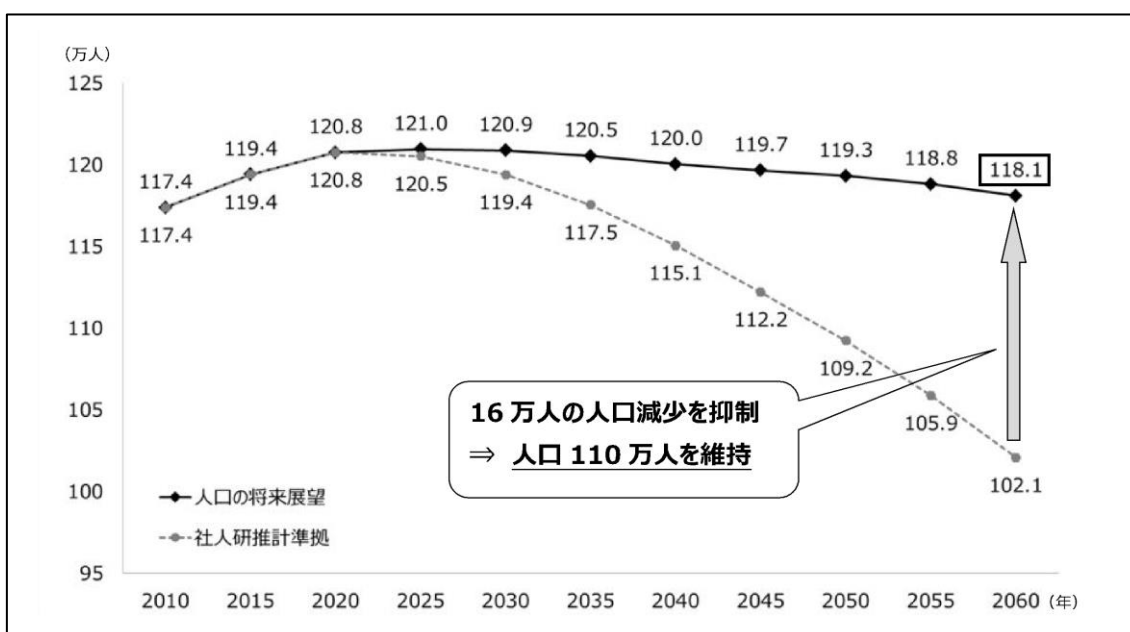
【広島県土木建設局砂防課 公表数値】

(2) 人口推計

「国立社会保障・人口問題研究所」（以下「社人研」という。）の推計方法に準拠した人口推計によると、本市の総人口は、2015年以降、減少に転じ、2040年に115.1万人、2060年に102.1万人に減少すると推計されている。

そうした中、本市では、来るべき人口減少に備え、人口に関して市民と認識を共有し、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「世界に誇れる『まち』広島」人口ビジョンを策定しており、この中では、「目指すべき将来の方向」に沿った施策等を着実に展開し、「出生率の向上」と「若い世代の人口の確保」（東京圏・関西圏への転出超過の抑制）を実現することで、社人研推計準拠による2060年の人口102.1万人に対して、16万人の減少が抑制され、人口110万人を維持する見込みとなっている。

本市の総人口の将来展望



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口の将来展望 (人)	1,173,838	1,194,034	1,207,523	1,209,516	1,208,839	1,205,464	1,200,431	1,196,578	1,193,211	1,188,199	1,181,057
社人研推計準拠 (人)	1,173,838	1,194,034	1,207,517	1,205,175	1,193,985	1,175,450	1,150,616	1,122,112	1,092,224	1,058,707	1,020,694

※ 2010年及び2015年は国勢調査人口、2020年以降は2015年の国勢調査人口を基にした推計値であり
2020年の人口120.8万人は、住民基本台帳登録人口（2020年12月末現在）119.5万人とは異なっている。

【出典：「世界に誇れる『まち』広島」人口ビジョン（令和2年改訂版）】

(3) 公共施設の老朽化

ア インフラ資産の現状

本市のインフラ資産の整備は、概ね高度経済成長期の昭和 40 年代から本格化しており、近年では減少傾向にある。

国が老朽化の目安としている建設後の経過年数（橋りょう 50 年、水道管路 40 年、下水管路 50 年）を超えた割合を見ると、橋りょうは約 17%、水道管路は約 17%、下水管路は約 4%となっている。

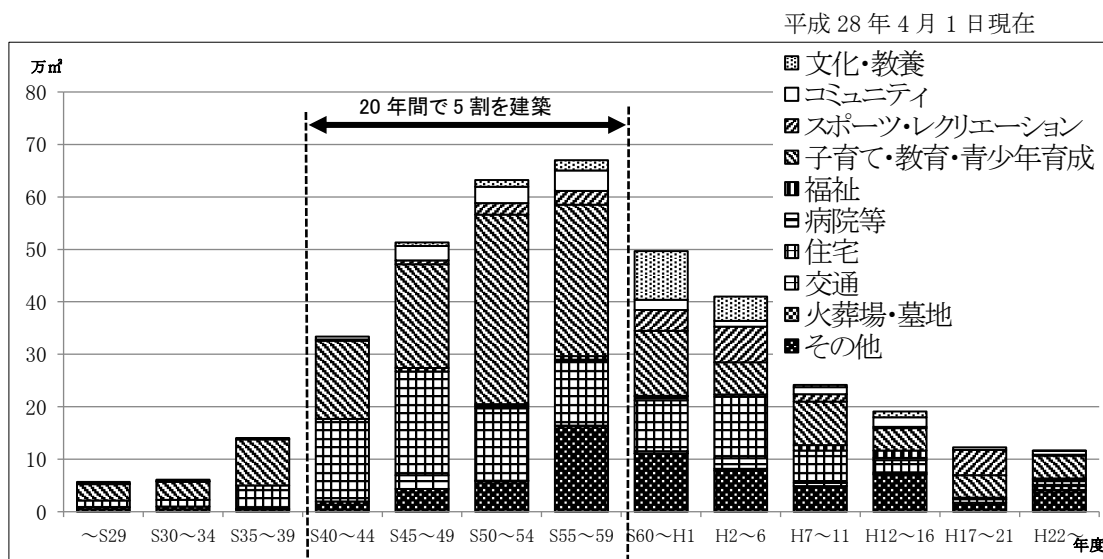
古くから整備されたインフラ資産は、築年数の経過により施設の劣化が進行しており、一部には老朽化による施設破損の事例が発生している。

イ ハコモノ資産の現状

本市のハコモノ資産（建物）は、政令指定都市移行（昭和 55 年）前後の昭和 50 年代に建築されたものが約 33%、高度経済成長期に当たる昭和 40 年代に建築されたものが約 21%を占めている。このため、全体の約 54%、延床面積 215 万㎡分の建物が昭和 40 年代から 50 年代の 20 年間で集中的に建築されたことになる。

鉄筋コンクリート造の建物の一般的な耐用年数は 60 年といわれているため、これらの建物は、令和 7 年から令和 26 年の 20 年間に集中して耐用年数を迎えることになる。

ハコモノ資産（建物）の年度別建築状況（延床面積）



建築年度	延床面積	割合
平成 17 年度以降	23 万 9,526 ㎡	6.0%
平成 7～平成 16 年度	43 万 2,952 ㎡	10.9%
昭和 60～平成 6 年度	90 万 5,071 ㎡	22.7%
昭和 50～59 年度	130 万 4,995 ㎡	32.7%
昭和 40～49 年度	84 万 3,842 ㎡	21.2%
昭和 30～39 年度	20 万 1,537 ㎡	5.1%
昭和 29 年度まで	5 万 7,093 ㎡	1.4%
合計 (注)	398 万 5,016 ㎡	100.0%

(注) 建築年度の不明な 84 ㎡を除く。 【出典：広島市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）】

2 想定する大規模自然災害

(1) 想定するリスクの設定

この計画において想定する災害は、本市の地理的・自然的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、以下の大規模自然災害とする。

ア 台風や豪雨等による風水害

(ア) 高潮による浸水

(イ) 洪水による浸水

(ウ) 大雨による土石流・がけ崩れ等

イ 地震による災害

本計画は、大きな被害が想定される台風や豪雨等による風水害や南海トラフ巨大地震について、次項より被害想定を行う。

なお、地震を始め、台風や豪雨等は自然現象であり、想定を超える被害が発生する可能性がある。

本市に被害をもたらした主な災害

(単位：人、件)

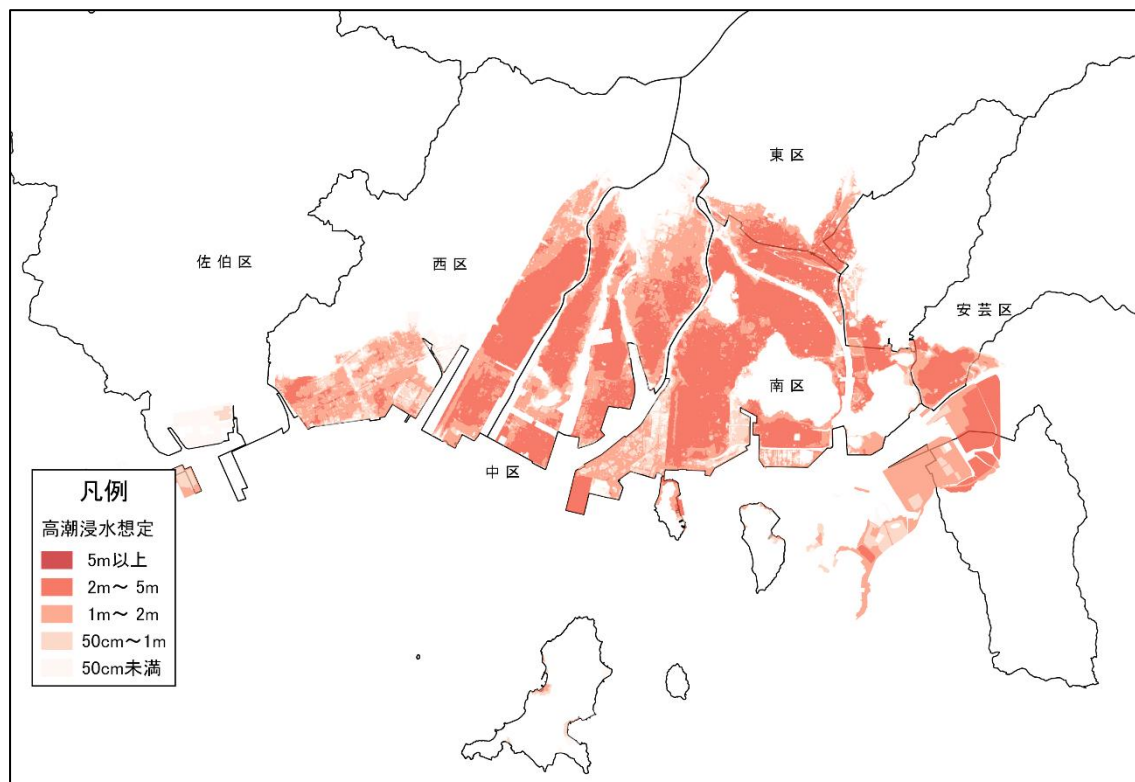
年月日	要因	死者・ 行方不明者	負傷者	家屋全壊・ 半壊	床上・床 下浸水、 一部損壊	山・ がけ崩れ	堤防決壊・ 破損	道路・橋 りょう破損
平成 11 年(1999 年) 6 月 23 日～7 月 3 日	大雨 (6.29 豪雨災害)	20	45	116	575	596	347	876
平成 11 年(1999 年) 9 月 23 日～24 日	台風第 18 号	4	34	4	212	31	3	19
平成 13 年(2001 年) 3 月 24 日	地震 (安芸灘地震)		28	112	6,715			
平成 16 年(2004 年) 9 月 7 日～8 日	台風第 18 号	1	60	70	122	7	16	693
平成 17 年(2005 年) 9 月 6 日～7 日	台風第 14 号		3	75	236	41	229	443
平成 18 年(2006 年) 9 月 16 日～18 日	台風第 13 号	2	2	1	56	79	159	534
平成 22 年(2010 年) 7 月 10 日～15 日	大雨				597	72	143	286
平成 26 年(2014 年) 8 月 19 日～20 日	大雨 (8.20 豪雨災害)	77	68	396	4,353	380	666	667
平成 30 年(2018 年) 7 月 5 日～10 月 31 日	大雨 (平成 30 年 7 月 豪雨)	30	30	469	2,002	149	921	579
令和 3 年(2021 年) 8 月 11 日～8 月 19 日	大雨	1		25	78	147	111	21

(2) 台風や豪雨等による風水害に関する被害想定

ア 高潮による浸水想定

伊勢湾台風と同じ規模の台風が、ルース台風の経路と概ね同じコースで襲来し、満潮と重なったと想定した場合に、高潮により浸水が想定されている。

本市の高潮浸水想定区域（伊勢湾台風規模）

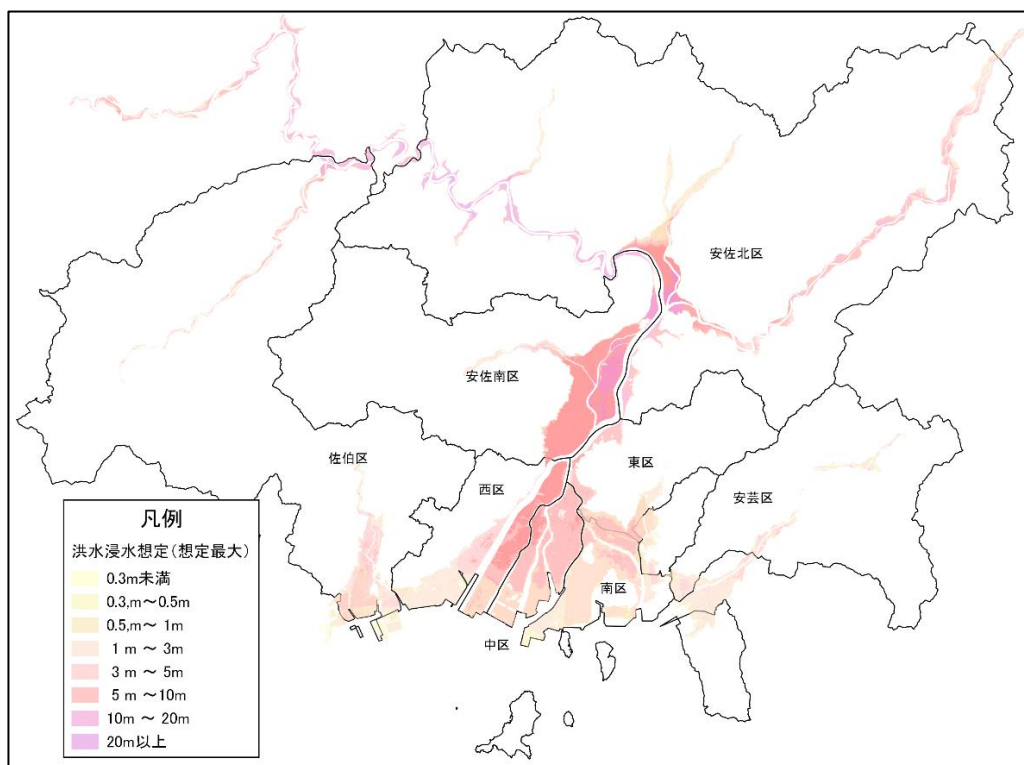


【出典：高潮・津波災害ポータルひろしま】

イ 洪水による浸水想定

水防法第 14 条の規定に基づき、太田川水系太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川、安川、水内川、府中大川、鈴張川、南原川、瀬野川水系瀬野川、八幡川水系八幡川、岡ノ下川水系岡ノ下川については、想定最大規模（1,000 年以上に 1 度の確率で発生）の降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深等が公表されている。

本市の洪水浸水想定区域（想定最大規模）



【出典：洪水ポータルひろしま】

ウ 大雨による土石流・がけ崩れ等のおそれのある地域

土砂災害のおそれのある区域については、土砂災害防止法に基づき、広島県によって土砂災害警戒区域等が指定されている。

区 分	土石流		急傾斜地		地すべり		合計	
	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域
中区	0	0	7	7	0	0	7	7
東区	171	154	422	377	0	0	593	531
南区	45	41	232	208	0	0	277	249
西区	83	74	316	267	0	0	399	341
安佐南区	479	370	1,082	1,030	0	0	1,561	1,400
安佐北区	1,136	1,024	1,591	1,554	2	0	2,729	2,578
安芸区	346	323	449	433	0	0	796	756
佐伯区	510	454	913	865	3	0	1,426	1,319
合 計	2,770	2,440	5,012	4,741	5	0	7,787	7,181

【出典：広島県土木建設局砂防課（令和 4 年 1 月 27 日時点）】

(3) 南海トラフ巨大地震に関する被害想定

ア 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

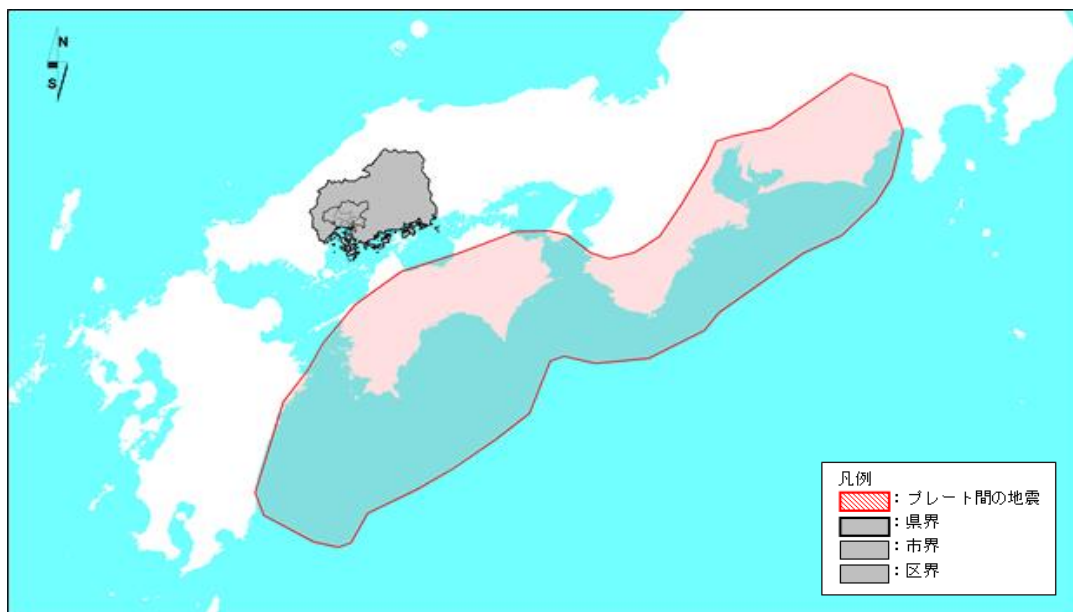
広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

イ 想定結果

国においては、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震（南海トラフ巨大地震）についての震度分布・津波高や被害想定（建物被害、人的被害等）を行った。この国の検討結果などを踏まえ、県が平成 25 年 11 月に公表した地震被害想定を基に、広島市域の地域特性を加味しながら、本市における「南海トラフ巨大地震」の地震被害想定を行った。

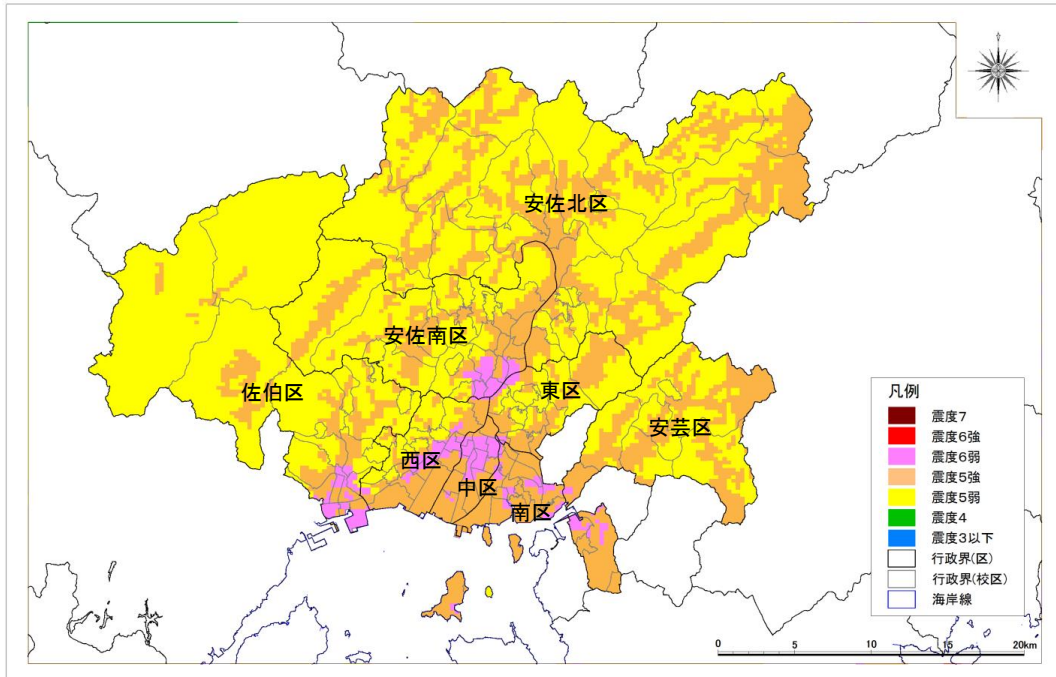
想定地震の震源域位置図



(ア) 震度分布

「南海トラフ巨大地震」による本市の最大震度は6弱であり、安佐北区を除く7区に分布している。震度6弱の面積率は市全域の3.1%、行政区の中で最大となる中区では35.8%、次いで西区13.4%、南区13.2%などとなっている。

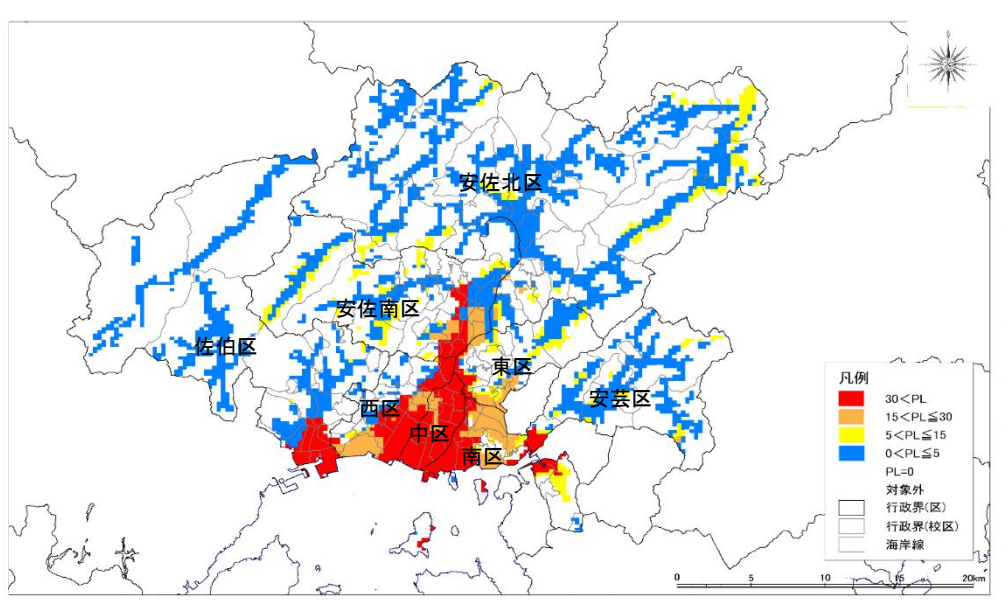
震度分布図



(イ) 液状化危険度分布

「南海トラフ巨大地震」による本市における危険度が極めて高い (PL 値 30 超) 領域は、安佐北区を除く7区に分布している。その面積率は市全体の6.0%、行政区の中で最大となる中区では89.5%、次いで西区36.1%、南区35.1%などとなっている。

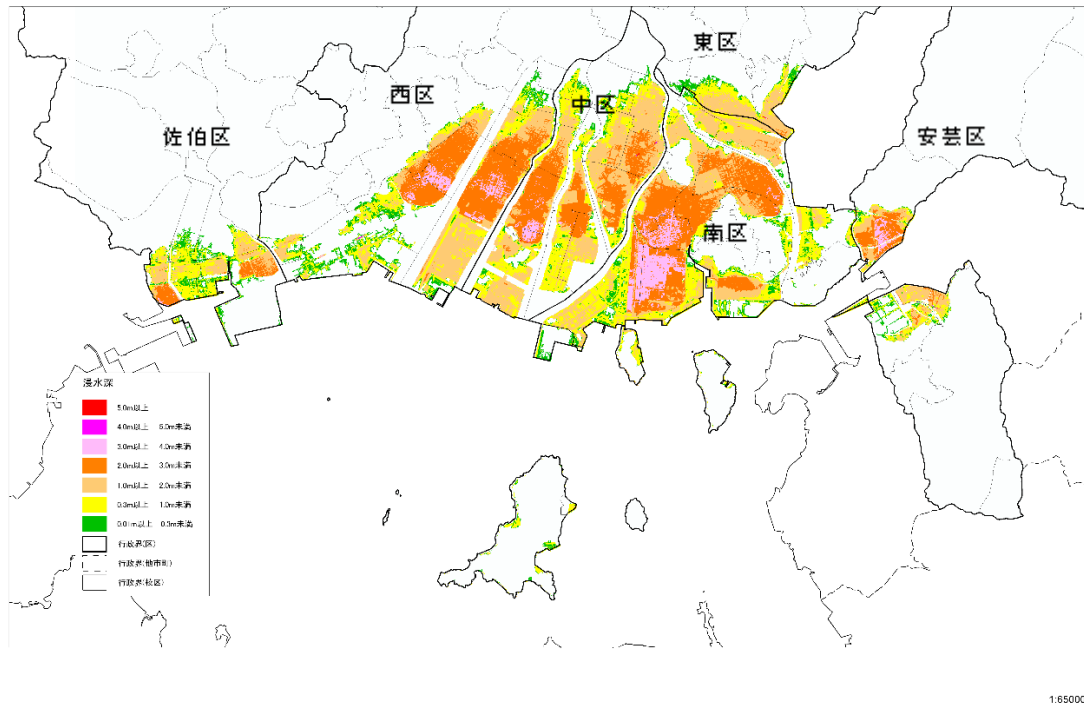
液状化危険度分布図



(ウ) 津波による最大浸水深分布

「南海トラフ巨大地震」の津波による想定浸水面積（浸水深 1cm 以上）は、護岸、堤防等の構造物が機能しない場合で 3,817ha（市全域の 4.2%）であり、安佐南区と安佐北区を除く 6 区に分布している。行政区の中で最大となる南区では 1,333ha、次いで中区 971ha、西区 878ha などとなっている。

津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

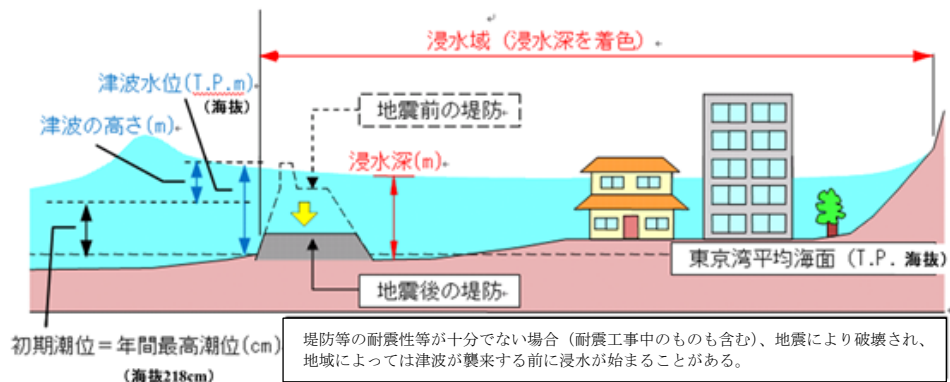


最高津波水位等

区分	最高津波水位 (T.P. 海拔) ※1		最大波到達時間	津波影響開始時間※2
	うち津波の高さ			
広島市	3.6m	1.5m	4 時間 6 分	37 分

※1 「最高津波水位」は、年間最高潮位（218cm）に津波の高さを加えたもの

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間



(エ) 被害の想定

被害想定項目			被害量等
地震動・液状化	震度 6 弱以上	エリア	中区、東区、南区、西区、 安佐南区、安芸区、佐伯区
		エリア面積	市全面積の 3.1%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		市全面積の 8.6%
土砂災害	危険度ランク が高い箇所	急傾斜地崩壊	4 箇所
		山腹崩壊	6 箇所
津波被害	津波による浸水面積 (浸水深 1cm 以上)		3,817ha
建物被害	全壊の主な原因		液状化
	全壊棟数		18,696 棟
	半壊棟数		44,120 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜
	死者の主な原因		津波
	死者数		3,907 人
	負傷者数		2,670 人
	重傷者数 (負傷者の内数)		642 人
ライフライン施設 被害	上水道 (1 日後の断水人口) *1		4,535 人
	下水道 (1 日後の機能支障人口) *1		401,156 人
	電力 (直後の停電軒数) *1		73,443 軒
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1		38,060 回線
	都市ガス (1 日後の供給停止戸数) *1		120,628 戸
交通施設被害	道路 (被害箇所数)		266 箇所
	鉄軌道 (被害箇所数)		199 箇所
	港湾 (揺れによる被害箇所数)		25 箇所
生活支障	避難所避難者数 (当日・1 日後) *1		172,041 人
	帰宅困難者数*3		78,385 人
	食料の需要量 (当日・1 日後) *1		619,349 食
	仮設トイレの需要量 (当日・1 日後) *1		5,144 基
	医療機能支障 (医療需要過不足数) *2		38 人
その他被害	危険物施設の被害箇所数		8 箇所
	災害廃棄物発生量*1	可燃物	33 万 t
		不燃物	101 万 t
	経済被害	直接被害 *1	2 兆 3,610 億円
間接被害 (広島県全体) *1		3 兆 7,477 億円	

※ 被害想定項目のうち、季節、時刻、関連条件により被害量が異なるものは、条件の違いを考慮し、下記のケースで想定

(*1: 冬 18 時、風速 11m/s、*2: 冬 深夜、風速 11m/s、*3: 昼 12 時)

3 強靱化の目標

(1) 基本目標

市域の強靱化を推進するに当たり、国の基本計画に則し「基本目標」を次のとおり定める。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

(2) 事前に備えるべき目標

「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定める。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画において設定された大規模自然災害発生時における45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を参考に、広島県強靱化地域計画や本市の実情を踏まえ、次のとおり、本市における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を35設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ (5)	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (6)	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する (1)	3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (3)	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない (3)	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-3 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (5)	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない (6)	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
	7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6)	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
	8-5 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 施策分野の設定

本市の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野を参考とし、次のとおり設定する。

(1) 個別施策分野（9分野）

- ① 行政機能／消防／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 情報通信
- ⑤ 産業構造
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 地域保全
- ⑧ 環境
- ⑨ 土地利用（国土利用）

(2) 横断的分野（4分野）

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策

3 脆弱性の評価

基本目標の実現に向け、本市の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、設定したリスクシナリオに対する本市の脆弱性について評価を行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【建築物等の耐震化】

- 民間の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きく、そのための取組が遅れていることなどから、民間建築物の耐震化に資する取組を行っていく必要がある。
- 本市には五日市断層や己斐断層などの活断層があることに加え、南海トラフ大地震の発生も懸念されることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要がある。特に、地震発生後、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる施設についてはその機能を維持できるよう喫緊に耐震化しておくことが必要である。
- 熊本地震の経験を踏まえると、本市においても天井や照明器具の落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷により指定避難所として利用できなくなる

施設が存在することから、非構造部材の耐震化に取り組む必要がある。

- 地震により橋りょうが落橋・倒壊し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。
- アストラムライン高架橋について、地震により落橋・倒壊し、人的被害の発生や、幹線道路等を塞ぐことがないよう、耐震対策に取り組む必要がある。

【建築物等の維持管理】

- 本市のハコモノ資産の老朽化が進行する中、災害発生時に施設破損や設備機器の故障などの不具合によって、施設利用者への人的被害の発生や施設運営に重大な支障を来すことが懸念されることから、施設の機能維持と安全確保を図る必要がある。
- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクを避けるため、効率的かつ効果的な維持管理を計画的に行う必要がある。

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- これまで多くの地震においては、建築物の倒壊等による被害にのみならず、建築物の内外において建築物に付属するものの落下などによる被害が発生していることから、住宅・建築物の耐震化に取り組むほか、既存建築物等の総合的な安全対策を講じる必要がある。
- 空き家は、人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられることから、管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐための対策が必要である。

【消防団の充実強化】

- 消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、少子高齢化の進展等により消防団員数は減少傾向にあるため、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る必要がある。

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 平成7年の兵庫県南部地震等において大規模盛土造成地で滑動崩落の被害が発生した事例があり、本市にも多数の大規模盛土造成地が存在することから、その耐震対策に取り組む必要がある。

【社会福祉施設等の防災対策の推進】

- 近年の災害発生状況等を踏まえると、高齢者等の安全・安心の確保等ができるよう、各種リスクへの備えや発生時の適切な対応が必要である。

【学校施設の防災対策の推進】

- 本市の学校施設の老朽化が進行する中、その多くは、災害時における避難所に指定されていることから、避難所としての防災機能も備える必要がある。

【公園緑地の整備】

- 近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあるため、防災に配慮した公園施設の整備などを進める必要がある。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。

【災害対応力の向上】

- 大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるには、地域において、行政と住民が一体となった取組が不可欠なことから、地域住民が主体となった自助・共助の防災活動を活性化する必要がある。
- 大地震等の発生に備え、企業が自衛活動に留まることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの防災体制の強化を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【建築物等の耐震化】

- 民間の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きく、そのための取組が遅れていることなどから、民間建築物の耐震化に資する取組を行っていく必要がある。(再掲)
- 本市には五日市断層や己斐断層などの活断層があることに加え、南海トラフ大地震の発生も懸念されることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要がある。特に、地震発生後、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる施設についてはその機能を維持できるよう喫緊に耐震化しておく必要がある。(再掲)

【建築物等の維持管理】

- 本市のハコモノ資産の老朽化が進行する中、災害発生時に施設破損や設備機器の故障などの不具合によって、施設利用者への人的被害の発生や施設運営に重大な支障を来すことが懸念されることから、施設の機能維持と安全確保を図る必要がある。(再掲)

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- これまで多くの地震においては、建築物の倒壊等による被害にのみならず、建築物の内外において建築物に付属するものの落下などによる被害が発生していることから、住宅・建築物の耐震化に取り組むほか、既存建築物等の総合的な安全対策を講じる必要がある。(再掲)

【密集住宅市街地等の防災性向上】

- 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、密集住宅市街地等の防災性の向上を促進する必要がある。

【消防団の充実強化】

- 消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、少子高齢化の進展等により消防団員数は減少傾向にあるため、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る必要がある。(再掲)

【消防水利の多様化】

- 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。

【社会福祉施設等の防災対策の推進】

- 近年の災害発生状況等を踏まえると、高齢者等の安全・安心の確保等ができるよう、各種リスクへの備えや発生時の適切な対応が必要である。

(再掲)

【学校施設の防災対策の推進】

- 本市の学校施設の老朽化が進行する中、その多くは、災害時における避難所に指定されていることから、避難所としての防災機能も備える必要がある。

(再掲)

【公園緑地の整備】

- 近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあるため、防災に配慮した公園施設の整備などを進める必要がある。(再掲)

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。(再掲)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【避難場所の確保】

- 市街地（中区、南区及び西区）においては、地盤が海水面よりも低いことから、護岸、堤防等が十分に機能しないと津波による浸水が広範囲に及び、退避できる避難場所の確保不足により多数の死者を発生させるおそれがあるため、緊急時に退避できる避難場所を確保する必要がある。

【防御施設の改良】

- 高潮・津波等による被害を最小限にするため、河川・海岸整備を推進する必要がある。

【災害リスクの低い地域への居住誘導】

- 既成市街地内の災害リスクの高い土地において、住宅等の立地に係る対策を講じる必要がある。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。（再掲）

【災害対応力の向上】

- 高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市民等に津波に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【浸水対策の推進】

- 浸水被害の解消に向けて、引き続き雨水幹線等の浸水対策施設を整備する必要がある。しかし、浸水対策施設の整備は大規模であり、効果の発現までに長期間を必要とすることから、ハード・ソフト両面からの総合的な浸水対策が必要である。

【災害リスクの低い地域への居住誘導】

- 既成市街地内の災害リスクの高い土地において、住宅等の立地に係る対策を講じる必要がある。（再掲）

【地下空間の避難確保】

- ビルの地下階、地下街、地下通路等の地下空間は、地上の気象の変化、避難経路が限られているなどの災害の特殊性があるため、施設の洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要がある。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 市民等に浸水等に対する危険性や予防対策などの認識を深めるよう継続的な取組を進めていく必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 平成7年の兵庫県南部地震等において大規模盛土造成地で滑動崩落の被害が発生した事例があり、本市にも多数の大規模盛土造成地が存在することから、その耐震対策に取り組む必要がある。(再掲)

【災害リスクの低い地域への居住誘導】

- 既成市街地内の災害リスクの高い土地において、住宅等の立地に係る対策を講じる必要がある。(再掲)

【土砂災害警戒区域等の認知度向上】

- 土砂災害警戒区域等に居住する住民が、災害時に適切な避難行動が取れるよう、居住地の危険性を認識してもらう取組を行う必要がある。

【地域の防災意識強化】

- 避難情報の意味とそれに応じて取るべき行動を理解していることが不可欠であることから、平時の自主防災組織の活動などを通じて、住民への周知に継続して取り組む必要がある。
- 近所の小規模な単位で声掛けを行い一緒に避難する訓練や、災害被災者の慰霊と合わせた訓練、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、地域の災害リスクに応じた取組を促進する必要がある。

【災害教訓の伝承】

- 被災状況の映像等の資料や水害碑を活用するなどして、災害を追体験できるような取組を検討する必要がある。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 本市は多くの土砂災害危険箇所を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することに留意しつつ、ソフト対策に取り組んでいく必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【物資供給体制の整備】

- 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要がある。

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。（再掲）
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。（再掲）

【災害用備蓄の整備】

- 大規模災害により物流がストップした場合に備え、食料の備蓄を行う必要がある。
- 大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、「公助」のみでは食料等の提供が十分ではない事態も想定されることから、家庭内備蓄の充実を図る必要がある。

【飲料水の確保】

- 水道施設の被災による断水に備え、飲料水を確保するとともに、危機管理体制の充実を図る必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【災害対応の体制・資機材の充実】

- 地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、災害対応の体制・資機材の充実を図る必要がある。

【消防署所等の施設整備】

- 災害対応の拠点となる消防出張所、消防団車庫の耐震化を促進する必要がある。

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。（再掲）
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・

耐震改修を促進する必要がある。(再掲)

【消防団の充実強化】

- 消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、少子高齢化の進展等により消防団員数は減少傾向にあるため、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る必要がある。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 大規模災害時には、消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されることから、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織の組織活動の活発化に取り組む必要がある。
- 地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策】

- 大規模地震が発生し公共交通機関が運行停止となる場合には、通勤・通学や買い物などで外出している人が帰宅できなくなる可能性がある。また、JR駅など交通結節点周辺では、多くの人が一斉に帰宅しようとして混乱することが予測されることから、県など関係機関とも連携を図りながら、帰宅困難者対策に取り組む必要がある。

【公園緑地の整備】

- 近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあるため、防災に配慮した公園施設の整備などを進める必要がある。(再掲)

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

【燃料の確保】

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを確保するため、関係機関等との協定等により燃料を確保する必要がある。

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。(再掲)
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。(再掲)

【災害時における医療体制の整備】

- 大規模地震時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動等を展開できるよう、関係医療機関等と平常時から調整を行う必要がある。

【民間の医療機関の耐震化の促進】

- 大規模地震時の医療提供体制の維持を図るため、民間の医療機関の耐震化を促進する必要がある。

【社会福祉施設等の防災対策の推進】

- 近年の災害発生状況等を踏まえると、高齢者等の安全・安心の確保等ができるよう、各種リスクへの備えや発生時の適切な対応が必要である。

(再掲)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施】

- 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。

【下水道施設の改築・耐震化等の推進】

- 老朽化が進んだ水資源再生センター等の設備機器の故障や損壊による機能停止や下水道管の破損に起因する重大な事故など、市民生活や社会経済活動への大きな影響を防止するための老朽化対策が急務となっている。
- 地震や津波によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛生環境の悪化に繋がることから、下水道施設の耐震・耐津波化を進める必要がある。

【避難所の環境整備】

- 避難所において、避難者が安心して過ごせるよう、感染症対策を含めた避難所の環境を整備するとともに、要配慮者が避難している場合には福祉的配慮が整ったスペースの確保や福祉避難所への移送を検討する必要がある。
- 災害時には、多くの市民が避難所に集まるため、避難所がトイレ不足に陥る可能性がある。

【社会福祉施設等の感染症対策】

- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえると、高齢者の安全・安心の確保や介護事業所等の継続的かつ安定的な運営等ができるよう、各種リスクの備えや発生時の適切な対応が必要である。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【避難所における物資・資機材の確保】

- 大規模災害により物流がストップした場合に備え、食料の備蓄を行う必要がある。

【非構造部材の耐震化】

- 熊本地震では、天井や照明器具の落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷が原因で指定避難所として利用できない施設があったことから、非構造部材の耐震化に取り組む必要がある。(再掲)

【避難所運営の円滑化】

- 避難所運営の円滑化を図るため、男女共同参画の視点等を取り入れた運営を行う必要がある。

【被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施】

- 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。(再掲)

【災害時における医療体制の整備】

- 大規模地震時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動等を展開できるよう、関係医療機関等と平常時から調整を行う必要がある。(再掲)

【避難所の環境整備】

- 避難所において、避難者が安心して過ごせるよう、感染症対策を含めた避難所の環境を整備するとともに、要配慮者が避難している場合には福祉的配慮が整ったスペースの確保や福祉避難所への移送を検討する必要がある。(再掲)
- 災害時には、多くの市民が避難所に集まるため、避難所がトイレ不足に陥る可能性がある。(再掲)

【社会福祉施設等の感染症対策】

- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえると、高齢者の安全・安心の確保や介護事業所等の継続的かつ安定的な運営等ができるよう、各種リスクの備えや発生時の適切な対応が必要である。(再掲)

【要配慮者に対する支援体制の整備】

- 災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい高齢者・障害者・外国人市民等の要配慮者について、支援体制の整備など、災害に強い組織体制の整備を進める必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

【防災拠点等の耐震化】

- 本市には五日市断層や己斐断層などの活断層があることに加え、南海トラフ大地震の発生も懸念されることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要がある。特に、地震発生後、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる施設についてはその機能を維持できるよう喫緊に耐震化しておくことが必要である。(再掲)

【業務継続体制の整備】

- 実効性のある業務継続体制を確保するため、市の「業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」を検証し、見直す必要がある。

【長期電源途絶等に対する対応の検討】

- 大規模自然災害発生時に浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を進める必要がある。

【バックアップ体制の整備】

- 各庁舎のネットワーク回線・機器等が浸水や損傷した場合には情報システムの使用に支障が生じることが想定されることから、バックアップ体制の整備を図る必要がある。

【他自治体等との連携強化】

- 大規模災害により、本市単独での災害対応が困難となった場合に備え、大都市との応援協定等の広域支援に基づく物資や職員など受援体制の充実強化を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【情報通信整備の多重化等】

- 情報通信設備については、複数の伝達手段の確保及び代替手段の確保など情報通信機能維持に係る対策が必要である。

【長期電源途絶等に対する対応の検討】

- 大規模自然災害発生時に浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討

する必要がある。(再掲)

- 大規模自然災害発生時に、防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を進める必要がある。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【災害情報伝達体制の整備】

- 災害発生時に市民が避難行動を起こすためには、本市が発信する防災情報を市民に的確に伝達する必要がある。

【地域の防災意識強化】

- 避難情報の意味とそれに応じて取るべき行動を理解していることが不可欠であることから、平時の自主防災組織の活動などを通じて、住民への周知に継続して取り組む必要がある。(再掲)
- 近所の小規模な単位で声掛けを行い一緒に避難する訓練や、災害被災者の慰霊と合わせた訓練、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、地域の災害リスクに応じた取組を促進する必要がある。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 避難誘導アプリのダウンロード件数が、既存の防災情報メールの登録件数と比較して低いことから、避難誘導アプリの存在及びダウンロード方法を市民に十分周知し、ダウンロード件数を増やす必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【避難行動要支援者の避難支援】

- 災害時に自力で避難することが困難である高齢者等の避難行動要支援者が安全かつ確実に避難できるよう、避難時の支援体制を整備する必要がある。

【災害情報伝達体制の整備】

- 災害発生時に市民が避難行動を起こすためには、本市が発信する防災情報を市民に的確に伝達する必要がある。(再掲)

【情報通信整備の多重化等】

- 情報通信設備については、複数の伝達手段の確保及び代替手段の確保など情報通信機能維持に係る対策が必要である。(再掲)

【要配慮者に対する支援体制の整備】

- 災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい高齢者・障害者・外国人市民等の要配慮者について、支援体制の整備など、災害に強い組織体制の整備を進める必要がある。(再掲)

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 避難誘導アプリのダウンロード件数が、既存の防災情報メールの登録件数と比較して低いことから、避難誘導アプリの存在及びダウンロード方法を市民に十分周知し、ダウンロード件数を増やす必要がある。(再掲)
- 地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的に実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。(再掲)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

【個別企業のBCPの策定の促進】

- 災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、各企業においてBCPの策定が促進されるよう普及啓発活動等を行う必要がある。

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。(再掲)
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。(再掲)

【ライフライン機能の確保】

- 長期間にわたる停電やエネルギー供給の停止は、社会経済活動、サプライチェーンの維持困難につながることから、災害時においてもライフライン機能の確保を図る必要がある。

5-2 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。(再掲)
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。(再掲)

【災害時における自転車の活用】

- 自転車の活用による地域の魅力づくりや観光振興のほか、災害時における対応など、新しい視点で自転車を活用する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資供給体制の整備】

- 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要がある。(再掲)

【農地の保全等】

- 市内の農地面積については、都市化の進展や農業従事者の高齢化などに伴い、年々減少傾向にある。特に市街化区域内においては相続の発生等を契機として宅地への転用が進む傾向にある。農地は、米、野菜などの食料生産だけでなく、避難地・避難路や防災拠点の確保など都市防災機能としての活用などもあることから、農地の保全等に必要な支援を行う必要がある。

【卸売市場整備の推進】

- 大規模災害時における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生環境の高度化や流通の効率化に対応した施設整備を推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【長期電源途絶等に対する対応の検討】

- 大規模自然災害発生時に浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討する必要がある。(再掲)
- 大規模自然災害発生時に、防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を進める必要がある。
(再掲)

【ライフライン機能の確保】

- 長期間にわたる停電やエネルギー供給の停止は、社会経済活動、サプライチェーンの維持困難につながることから、災害時においてもライフライン機能の確保を図る必要がある。(再掲)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【水道施設の災害対策等の推進】

- 災害時においても安定して給水を行えるよう、水道施設の耐震化等を進め、災害に強い水道を構築する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の改築・耐震化等の推進】

- 老朽化が進んだ水資源再生センター等の設備機器の故障や損壊による機能停止や下水道管の破損に起因する重大な事故など、市民生活や社会経済活動への大きな影響を防止するための老朽化対策が急務となっている。(再掲)
- 地震や津波によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛生環境の悪化に繋がることから、下水道施設の耐震・耐津波化を進める必要がある。(再掲)

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。(再掲)
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。(再掲)

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【防御施設の改良】

- 高潮・津波等による被害を最小限にするため、河川・海岸整備を推進する必要がある。(再掲)

【治山施設の整備】

- 本市は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策に継続して取り組んでいく必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【密集住宅市街地等の防災性向上】

- 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、密集住宅市街地等の防災性の向上を促進する必要がある。(再掲)

【消防団の充実強化】

- 消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、少子高齢化の進展等により消防団員数は減少傾向にあるため、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る必要がある。（再掲）

【消防水利の多様化】

- 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。（再掲）

【災害対応の体制・資機材の充実】

- 地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、災害対応の体制・資機材の充実を図る必要がある。（再掲）

【公園緑地の整備】

- 近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあるため、防災に配慮した公園施設の整備などを進める必要がある。（再掲）

【災害対応力の向上】

- 地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。（再掲）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【有害物質流出対策】

- 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。
- 有害物質や危険物については、流出等の有無について発災後速やかに調査を行い、対応方針を検討する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

【道路の確保等】

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。（再掲）
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。（再掲）

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【ため池・水路等整備】

- ため池・水路等農業用施設の被害は、施設の損壊だけではなく、周辺地域への洪水、土石流の流下被害をもたらす二次被害の要因となることから、被害を未然に防止し、又は軽減する必要がある。

【治山施設の整備】

- 本市は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策に継続して取り組んでいく必要がある。(再掲)

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 平成7年の兵庫県南部地震等において大規模盛土造成地で滑動崩落の被害が発生した事例があり、本市にも多数の大規模盛土造成地が存在することから、その耐震対策に取り組む必要がある。(再掲)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

【有害物質流出対策】

- 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。(再掲)
- 有害物質や危険物については、流出等の有無について発災後速やかに調査を行い、対応方針を検討する必要がある。(再掲)

【吹付石綿の流出対策】

- 災害時において、建物が倒壊するなど吹付け石綿等が大気中に飛散し、市民が被ばくするなどの二次被害のリスクを低減する必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

【農地・森林等の保全の取組】

- 農地等の地域資源は洪水を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。
- 管理の不十分な森林が拡大し、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【廃棄物処理施設の災害対策】

- 災害により廃棄物処理施設自体が被災する可能性があることから、できる限り被害が少なくなるよう、適切な整備に努めるとともに、被害を受けた場合においても早期に施設を稼働できるよう、対策を講じる必要がある。

【災害廃棄物処理体制の確保】

- 大規模災害による膨大な災害廃棄物の発生等に備え、迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制を構築しておく必要がある。

【災害廃棄物処理における広域連携】

- 大規模災害時に市域内でのごみ処理が困難となった場合には、近隣市町を中心とした他自治体と連携してごみ処理を行う必要がある。

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【他自治体等との連携強化】

- 大規模災害により、本市単独での災害対応が困難となった場合に備え、大都市との応援協定等の広域支援に基づく物資や職員など受援体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

【災害時における自転車の活用】

- 自転車の活用による地域の魅力づくりや観光振興のほか、災害時における対応など、新しい視点で自転車を活用する必要がある。(再掲)

【デジタル技術の活用】

- 技術者等の人手不足やライフスタイル・価値観の多様化などの社会情勢の変化に対応するため、デジタル化・DXの取組を推進するなど生産性の向上を図る必要がある。

【災害ボランティアの受入環境の整備】

- 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付や調整等、受入れ体制の構築が必要である。

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の組織活動の活発化に取り組む必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

【下水道施設の改築・耐震化等の推進】

- 老朽化が進んだ水資源再生センター等の設備機器の故障や損壊による機能停止や下水道管の破損に起因する重大な事故など、市民生活や社会経済活動への大きな影響を防止するための老朽化対策が急務となっている。(再掲)
- 地震や津波によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛生環境の悪化に繋がることから、下水道施設の耐震・耐津波化を進める必要がある。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 本市の都市機能が集中している太田川等のデルタ地帯や臨海部は、広島市地震被害想定調査において地震時に地盤の液状化の危険性が高いとされていることから、建築物の所有者や住民への周知を継続的に行う必要がある。
- 市民等に浸水等に対する危険性や予防対策などの認識を深めるよう継続的な取組を進めていく必要がある。(再掲)

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲)

【治安の維持】

- 災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。

【災害ボランティアの受入環境の整備】

- 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付や調整等、受入れ体制の構築が必要である。(再掲)

【文化財の保護】

- 伝統芸能や文化財などの歴史的な遺産は、住民の地域への愛着を育むとともに、国内外の関心を高めるものであり、地域の魅力向上のためにも、その保存・活用が重要である。

8-5 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【被災者の住宅確保】

- 大規模災害により住家を失い、自己の資力によって住家を確保できない被災者が大量に発生した場合に備え、市営住宅の空家、応急仮設住宅等を早期に供与できる体制を構築しておく必要がある。

【災害廃棄物処理体制の確保】

- 大規模災害による膨大な災害廃棄物の発生等に備え、迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制を構築しておく必要がある。(再掲)

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- これまで多くの地震においては、建築物の倒壊等による被害にのみならず、建築物の内外において建築物に付属するものの落下などによる被害が発生していることから、住宅・建築物の耐震化に取り組むほか、既存建築物等の総合的な安全対策を講じる必要がある。(再掲)

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【被災者支援体制の整備・正確な情報発信】

- 被災者が常に情報が得られる環境にない場合も多いことから、有益な情報も伝わらない恐れがある。このため、様々な媒体を用いて被災者への支援情報を確実に周知する必要がある。

【個別企業のBCPの策定の促進】

- 災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、各企業においてBCPの策定が促進されるよう普及啓発活動等を行う必要がある。(再掲)

【卸売市場整備の推進】

- 大規模災害時における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生環境の高度化や流通の効率化に対応した施設整備を推進する必要がある。(再掲)

1 リスクシナリオごとの施策の方針

第3章の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、今後の施策の方針を、リスクシナリオごとに掲げた。

なお、施策の推進状況を把握するために重要業績評価指標（KPI）を設定し、別表（69 ページ～）に掲載している。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【建築物等の耐震化】

- 地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に耐震改修等に対する補助や避難路等沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。住宅についても、耐震診断・改修設計・耐震改修に対する補助を行い、耐震化を促進する。
補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。
- 市有建築物の耐震化については、防災拠点となる施設を優先的に取り組むとともに、その他の施設については、原則として令和5年度までの耐震化完了を目指す。
- 市営住宅の耐震化については、現行の耐震基準を満足しない住宅のうち昭和46年度以前に建築された市営住宅については、建替え又は用途廃止等に取り組む。昭和47年度以降に建築された市営住宅については、補強計画を作成し、建替えとの費用対効果を比較の上、順次、耐震改修に取り組む。
- 指定避難所等となる学校施設や公民館等の非構造部材の耐震対策に取り組む。
- 緊急輸送道路を構成する橋りょうのうち、昭和55年の道路橋示方書より古い示方書で設計された橋長15m以上の橋りょうなどについて、地震による落橋等の甚大な被害を防ぐため、落橋防止装置の設置や橋脚補強を行っている。
今後も、地震による被災後、速やかに緊急輸送道路としての機能が確保できるよう、更なる耐震化の向上に努める。
- アストラムラインについて、被災した場合の社会的影響の大きさを踏まえ、優先順位を付けた上で落橋防止装置の設置を進める。このうち、特に被災した場合に影響の大きい63橋（交通量の多い幹線道路や鉄道、高速道路を跨ぐ箇所など）について整備を進める。
他の橋桁や橋脚についても、可能な限り維持保全の機会を捉えて耐震対策を進める。

【建築物等の維持管理】

- 本市のハコモノ資産について、適切な点検の実施により劣化状況を把握して必要な措置につなげるとともに、維持保全情報の活用や予防的な保全の視点を取り入れた効果的・効率的な維持保全に取り組むことで、施設の機能維持と安全確保を図る。
- 公共土木施設を効率的かつ効果的に維持するため、個別施設管理計画で定めた方針に基づき、「事後保全型」から「予防保全型」管理へと転換するなどにより長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図る。

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 危険なブロック塀等を自ら撤去することを促すため、地震時におけるブロック塀等の危険性についての周知に取り組み、市民意識を定着させ、撤去に対する補助を引き続き行う。

また、屋外広告物・外装材等の落下等による被害を防止するため、所有者に対する点検等の意識啓発や情報提供、改善指導を引き続き行う。

さらに、家具の転倒等による被害防止対策の必要性や家具の固定方法等についての情報提供を行う。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。

- 広島市空き家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理の促進や、空き家の活用の促進などについて、総合的かつ的確に空き家対策に取り組む。

また、空き家再生等推進事業等を活用し、危険な空き家の除却を促進する。

【消防団の充実強化】

- 消防団の認知度や魅力の向上、女性・若者が活動しやすい環境づくり及び地域との連携強化等に取り組むことにより、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る。

【大規模盛土造成地の耐震化】

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性の把握をす

るための調査を行うなど、大規模盛土造成地の耐震対策に取り組む。

【社会福祉施設等の防災対策の推進】

- 近年の災害の発生状況を踏まえ、土砂災害警戒区域等に所在する施設・事業所が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を点検し、必要に応じ助言・指導するなどにより、施設・事業所における防災対策を推進する。

【学校施設の防災対策の推進】

- 学校施設の安全の確保を図るため、予防保全を適切に取り入れた効果的・効率的な維持保全に取り組むとともに、避難所としての防災機能を備えるための整備に取り組む。

【公園緑地の整備】

- 都市公園はヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備などを進める。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子どもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。

【災害対応力の向上】

- 防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。
- 企業の防災意識の高揚を図り、従業員や顧客等の安全を確保するとともに、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動の促進を図る。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【建築物等の耐震化】

- 地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に耐震改修等に対する補助や避難路等沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。住宅についても、耐震診断・改修設

計・耐震改修に対する補助を行い、耐震化を促進する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

- 市有建築物の耐震化については、防災拠点となる施設を優先的に取り組むとともに、その他の施設については、原則として令和5年度までの耐震化完了を目指す。(再掲)

【建築物等の維持管理】

- 本市のハコモノ資産について、適切な点検の実施により劣化状況を把握して必要な措置につなげるとともに、維持保全情報の活用や予防的な保全の視点を取り入れた効果的・効率的な維持保全に取り組むことで、施設の機能維持と安全確保を図る。(再掲)

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 危険なブロック塀等を自ら撤去することを促すため、地震時におけるブロック塀等の危険性についての周知に取り組み、市民意識を定着させ、撤去に対する補助を引き続き行う。

また、屋外広告物・外装材等の落下等による被害を防止するため、所有者に対する点検等の意識啓発や情報提供、改善指導を引き続き行う。

さらに、家具の転倒等による被害防止対策の必要性や家具の固定方法等についての情報提供を行う。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。(再掲)

【密集住宅市街地等の防災性向上】

- 合理的な土地利用の推進を図るため、木造老朽家屋の密集地区など、防災上の問題を抱える地区については、民間活力を適切に誘導しつつ再開発を推進していくこととし、建築物の密集化が著しい既成市街地においては、地震発生時に同時多発する火災の延焼拡大が予想されることから、道路・公園等の防災空間の効率的な配置、老朽住宅の建替え、住宅の共同化・不燃化等を促進する。

【消防団の充実強化】

- 消防団の認知度や魅力の向上、女性・若者が活動しやすい環境づくり及び地域との連携強化等に取り組むことにより、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る。(再掲)

【消防水利の多様化】

- 海水、河川等の自然水利、プール、ため池等を水利として指定するなど消防水利の多様化を図る。

【社会福祉施設等の防災対策の推進】

- 近年の災害の発生状況を踏まえ、土砂災害警戒区域等に所在する施設・事業所が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を点検し、必要に応じ助言・指導するなどにより、施設・事業所における防災対策を推進する。(再掲)

【学校施設の防災対策の推進】

- 学校施設の安全の確保を図るため、予防保全を適切に取り入れた効果的・効率的な維持保全に取り組むとともに、避難所としての防災機能を備えるための整備に取り組む。(再掲)

【公園緑地の整備】

- 都市公園はヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備を進める。(再掲)

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子どもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。(再掲)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【避難場所の確保】

- 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること等の要件に適合する建築物の管理者等との協定締結により浸水時緊急退避施設を指定し、緊急避難先である旨を表す標識の設置等により周知を図る。

【防衛施設の改良】

- 広島港における海岸、河川の護岸について、国・県・市が連携して整備を推進する。また、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。

【災害リスクの低い地域への居住誘導】

- 災害リスクの高い区域について、その区域を明示することで、リスクの低い区域への居住を誘導する。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子どもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【浸水対策の推進】

- 浸水対策施設の整備には、膨大な事業費と長い期間を必要とすることから、段階的かつ効率的な雨水排水施設整備を進める。
また、市民に自らが住む地域の整備状況を周知することを目的に、ICTを活用した新技術の導入や積極的な情報発信等を進める。
なお、浸水対策の強化には、流域全体のあらゆる関係者が協力して治水に取り組む流域治水の観点で施策を展開する。
- 地域の浸水危険情報や避難場所等を示した「浸水（内水）ハザードマップ」を順次、作成・更新、公表するとともに、浸水対策施設の整備水準や整備時期等についても周知する。
- 令和2年度に導入した「止水板設置補助事業」の周知を図り、市民自らが行う止水板の設置を促進する。

【災害リスクの低い地域への居住誘導】

- 災害リスクの高い区域について、その区域を明示することで、リスクの低い区域への居住を誘導する。(再掲)

【地下空間の避難確保】

- 「広島市地域防災計画」に掲げる地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子ど

もや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。(再掲)

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性の把握をするための調査を行うなど、大規模盛土造成地の耐震対策に取り組む。(再掲)

【災害リスクの低い地域への居住誘導】

- 災害リスクの高い区域について、その区域を明示することで、リスクの低い区域への居住を誘導する。(再掲)

【土砂災害警戒区域等の認知度向上】

- 土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、災害時に適切な避難行動が取れるよう、土砂災害ハザードマップを市ホームページに掲載するなど、土砂災害警戒区域等の周知を図る。
また、防災マップの作成支援など、居住地の危険性を認識し、避難行動につなげる取組を推進する。

【地域の防災意識強化】

- 平時から住民の防災意識の向上を促すため、災害に関する事項について、市ホームページ、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用など、あらゆる方法により、積極的に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。
- 災害の教訓等を風化させないため、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。

【災害教訓の伝承】

- 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子どもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため、土砂災害に関する情報や土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する方法等について、住民説明会、防災講座、広報紙、広島市ホームページ、ハザードマップ及び地理情報システム(GIS)の活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知を図る。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【物資供給体制の整備】

- 地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

【災害用備蓄の整備】

- 平成25年度広島市地震被害想定を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約12万1千人を対象に、県が平成29年2月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」に基づき、県と協同で、2日間で4食分の食料を備蓄する。

3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地

外から調達した物資を供給する。

- 市民自らの責務として、ローリングストックの活用などにより、3日分程度、可能であれば1週間分以上の食料・飲料水・生活必需品について備蓄しておくよう啓発に努める。

【飲料水の確保】

- 水道施設が被災した直後においても必要最低限の飲料水を供給できるよう、拠点給水施設や応急用資機材を整備する。

また、状況に応じて応急活動体制や応急活動マニュアルの適宜見直しを行うとともに、他都市との合同防災訓練の実施による連携強化、他都市からの応援派遣隊が効率的に活動できるような応援受入体制の整備・充実など、危機管理体制の充実を図る。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【災害対応の体制・資機材の充実】

- 救助・救急及び消火等に係る活動体制の充実を図るとともに、緊急消防援助隊など広域的な応援の受け入れ体制の強化を図る。

【消防署所等の施設整備】

- 消防出張所や消防団車庫の耐震化に取り組む。

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

【消防団の充実強化】

- 消防団の認知度や魅力の向上、女性・若者が活動しやすい環境づくり及び地域との連携強化等に取り組むことにより、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、

自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。(再掲)

- 災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練を実施し、組織体制の機能や連携の確認など、訓練の検証を行い、地域防災体制の更なる充実を図る。
- 近所の小規模な単位で声かけを行い一緒に避難する訓練や、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施など、地域の災害リスクに応じた取組を促進する。また、好事例を他の地域にも展開する。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策】

- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報するなど一斉帰宅の抑制を図る。
- 県がコンビニエンスストアやファストフード店などのフランチャイズチェーン各社と協定を締結している「災害時帰宅支援ステーション」を活用し、大地震等の災害発生時における徒歩帰宅者を支援する。
- 帰宅困難者の滞留等が特に懸念される広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区については、主に交通結節点周辺などへの一時滞在施設の確保や滞留者等の安全確保などハード・ソフト対策の推進を図る。

【公園緑地の整備】

- 都市公園はヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備などを進める。(再掲)

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

【燃料の確保】

- 「大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定」に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。なお、燃料がさらに不足する場合には、広島県災害対策本部に必要な措置を要請する。

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの

整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)

- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

【災害時における医療体制の整備】

- 災害時には、市立病院や医師会で構成する本市の医療救護班等が医療救護活動を行う体制を構築しており、大規模な災害の発生により、その活動が十分に行えない場合には、広島県への DMAT、DPAT、こども支援チームの派遣要請等を行い、医療救護体制を確保する。

【民間の医療機関の耐震化の促進】

- 地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に耐震改修等に対する補助や避難路等沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。

【社会福祉施設等の防災対策の推進】

- 近年の災害の発生状況を踏まえ、土砂災害警戒区域等に所在する施設・事業所が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を点検し、必要に応じ助言・指導するなどにより、施設・事業所における防災対策を推進する。(再掲)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施】

- 感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路等の調査、感染のおそれのある者等について、健康状態のチェック、検体採取等を行い、必要に応じ、国、県、他市町へ防疫活動要員の派遣要請を行う。

【下水道施設の改築・耐震化等の推進】

- 下水道サービスを将来にわたって安定的に提供するために、既存下水道施設の適切な維持管理と老朽化施設の計画的な改築、再構築等に取り組む。

また、職員の点検・調査等の現場技術力の向上・継承・保持を図りつつ、民間委託の拡充、ICTの導入をはじめとした様々な施策を実施するなど、維持管理の効率化や高度化を図る。

- 防災対策として、水資源再生センターやポンプ場等の主要な施設の耐震・耐津波化等を図り、地震が発生した場合であっても下水道の果たすべき機能を確保するとともに、下水道事業継続計画（下水道BCP）に基づき、万全な危機管理体制を確保し、地震等の災害発生後に市民生活へ及ぼす影響を軽減する。
- 地域全体で安定した都市活動が継続されるように、緊急輸送道路や避難所と水資源再生センターを結ぶ道路、軌道下等に埋没された管路施設の耐震化を進める。

【避難所の環境整備】

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、避難所の衛生管理に可能な限り努める。
また、避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テントなどの感染症対策物資を備蓄する。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。
- 要配慮者や被災者の受入状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- 社会福祉施設等との福祉避難所の設置協定の締結を推進するとともに、必要に応じ車いす使用者等対応トイレやスロープ等を設けるなど、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める。
- 避難所において、排せつ物を下水道へ直接流すことができ、かつ、高齢者や障害者も含め一度に多くの人々が安心して使用できるといった特徴を持つ、マンホールトイレの整備を推進する。

【社会福祉施設等の感染症対策】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、施設・事業所における感染症対策の周知啓発や研修の実施に取り組むとともに、感染症発生時に必要な備蓄物資の提供、関係機関と連携した感染症医療の支援を行う医療従事者の派遣などの支援体制を整備することにより、施設・事業所の感染症対策を推進する。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【避難所における物資・資機材の確保】

- 平成 25 年度広島市地震被害想定を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約 12 万 1 千人を対象に、県が平成 29 年 2 月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」に基づき、県と協同で、2 日間で 4 食分の食料を備蓄する。

3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。

【非構造部材の耐震化】

- 指定避難所等となる学校施設や公民館等の非構造部材の耐震対策に取り組む。(再掲)

【避難所運営の円滑化】

- 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

【被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施】

- 感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路等の調査、感染のおそれのある者等について、健康状態のチェック、検体採取等を行い、必要に応じ、国、県、他市町へ防疫活動要員の派遣要請を行う。(再掲)

【災害時における医療体制の整備】

- 災害時には、市立病院や医師会で構成する本市の医療救護班等が医療救護活動を行う体制を構築しており、大規模な災害の発生により、その活動が十分に行えない場合には、広島県へのDMAT、DPAT、こども支援チームの派遣要請等を行い、医療救護体制を確保する。(再掲)

【避難所の環境整備】

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、避難所の衛生管理に可能な限り努める。
また、避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テントなどの感染症対策物資を備蓄する。(再掲)
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。(再掲)
- 要配慮者や被災者の受入状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。(再掲)
- 社会福祉施設等との福祉避難所の設置協定の締結を推進するとともに、必要に応じ車いす使用者等対応トイレやスロープ等を設けるなど、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める。(再掲)
- 避難所において、排せつ物を下水道へ直接流すことができ、かつ、高齢者や障害者も含め一度に多くの方が安心して使用できるといった特徴を持つ、マ

ンホールトイレの整備を推進する。(再掲)

【社会福祉施設等の感染症対策】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、施設・事業所における感染症対策の周知啓発や研修の実施に取り組むとともに、感染症発生時に必要な備蓄物資の提供、関係機関と連携した感染症医療の支援を行う医療従事者の派遣などの支援体制を整備することにより、施設・事業所の感染症対策を推進する。
(再掲)

【要配慮者に対する支援体制の整備】

- 土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を確認し、必要に応じて助言・指導するなどにより、施設の防災対策を推進する。
- 外国人市民の災害時における行動力を高めるため、外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

【防災拠点等の耐震化】

- 市有建築物の耐震化については、防災拠点となる施設を優先的に取り組むとともに、その他の施設については、原則として令和5年度までの耐震化完了を目指す。(再掲)

【業務継続体制の整備】

- 実効性のある業務継続体制を確保するため、平成27年3月に策定した「業務継続計画(BCP)」について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを適宜行う。

【長期電源途絶等に対する対応の検討】

- 津波浸水等のおそれがある庁舎について、止水板や防水扉の整備や自家発電設備等の高所への移設等を検討する。
また、非常時優先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源3日分の燃料を調達するための方策を検討する。
- 災害時の非常用電源としても活用できる分散型電源の普及拡大やスマートコミュニティの推進に取り組むなど、環境と経済が両立する持続可能な社会経済システムへの転換を図る。

【バックアップ体制の整備】

- 庁内 LAN システムや、住民記録システムなどの基幹業務システムは、プライベートクラウド化などにより、停電等に備えた非常用電源の確保などの対策を行っている庁舎外のデータセンターに、サーバを設置しており、その他のシステムについても、システムの優先度に応じ、順次、データセンターへの移設を行うこととし、併せてハードウェアの冗長化に取り組む。

【他自治体等との連携強化】

- 「広島市受援計画」において、情報連絡体制、集結場所及び活動拠点、活動内容等の調整、宿泊施設及び応援職員への対応等を定めているが、計画の実行性をより高めるため、協定等の見直しなどを受け、適宜必要な修正を行う。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【情報通信整備の多重化等】

- 災害等が発生した場合において、情報通信機能を維持するため、重要機器・回線等の多重化、停電対策といった現状の取組を維持するとともに、情報通信設備の新規・更新整備を行う際には、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築に取り組む。

【長期電源途絶等に対する対応の検討】

- 津波浸水等のおそれがある庁舎について、止水板や防水扉の整備や自家発電設備等の高所への移設等を検討する。
また、非常時優先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源 3 日分の燃料を調達するための方策を検討する。(再掲)
- 災害時の非常用電源としても活用できる分散型電源の普及拡大やスマートコミュニティの推進に取り組むなど、環境と経済が両立する持続可能な社会経済システムへの転換を図る。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【災害情報伝達体制の整備】

- 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、防災行政無線、防災情報メール、避難誘導アプリ、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送、緊急速報メール、サイレンなど多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段について引き続き検討を行う。
- 住民に避難先を周知する際には、急激な気象の変化等で屋外を移動することがかえって危険な場合があるため、知人宅等の指定緊急避難場所以外の安全な

場所へ移動する必要があること、安全な場所で待機する必要がある場合があることを併せて周知する。

【地域の防災意識強化】

- 平時から住民の防災意識の向上を促すため、災害に関する事項について、市ホームページ、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用など、あらゆる方法により、積極的に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。(再掲)
- 災害の教訓等を風化させないため、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 避難誘導アプリは、多数の市民に避難指示等の緊急かつ重要な防災情報を一斉配信できることから、これまでも、広報紙やホームページ、防災訓練やイベント等を通じダウンロードの呼びかけを行ってきたが、今後も、各種団体や民間企業等の協力を得ながら、避難誘導アプリのダウンロード促進に取り組む。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【避難行動要支援者の避難支援】

- 地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会等の避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定するよう努めるなど、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援する。

【災害情報伝達体制の整備】

- 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、防災行政無線、防災情報メール、避難誘導アプリ、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送、緊急速報メール、サイレンなど多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段について引き続き検討を行う。(再掲)
- 住民に避難先を周知する際には、急激な気象の変化等で屋外を移動することがかえって危険な場合があるため、知人宅等の指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動する必要があること、安全な場所で待機する必要がある場合があることを併せて周知する。(再掲)

【情報通信整備の多重化等】

- 災害等が発生した場合において、情報通信機能を維持するため、重要機器・回線等の多重化、停電対策といった現状の取組を維持するとともに、情報通信

設備の新規・更新整備を行う際には、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築に取り組む。(再掲)

【要配慮者に対する支援体制の整備】

- 土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を確認し、必要に応じて助言・指導するなどにより、施設の防災対策を推進する。(再掲)
- 外国人市民の災害時における行動力を高めるため、外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。(再掲)

【子ども等の防災意識の醸成・向上】

- 災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子どもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 避難誘導アプリは、多数の市民に避難指示等の緊急かつ重要な防災情報を一斉配信できることから、これまでも、広報紙やホームページ、防災訓練やイベント等を通じダウンロードの呼びかけを行ってきたが、今後も、各種団体や民間企業等の協力を得ながら、避難誘導アプリのダウンロード促進に取り組む。(再掲)
- 災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練を実施し、組織体制の機能や連携の確認など、訓練の検証を行い、地域防災体制の更なる充実を図る。(再掲)
- 近所の小規模な単位で声かけを行い一緒に避難する訓練や、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施など、地域の災害リスクに応じた取組を促進する。また、好事例を他の地域にも展開する。(再掲)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

【個別企業のBCPの策定の促進】

- 企業が災害時に果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用していくため、「平成25年度広島市地震被害想定」に係る基礎的データ等の情報提供や計画策定のセミナーの開催等により、企業BCPの策定を促進する。

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

【ライフライン機能の確保】

- 電力・ガス等のライフライン事業者に対し、所管施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めることや、施設の定期点検や補修等を行い機能維持に努めるよう促す。

5-2 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。

補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

【災害時における自転車の活用】

- 広島市シェアサイクル「ぴーすくる」の避難所への配置や臨時ポートの設置等により、災害時の移動手段の確保に取り組む。

また、災害時における自転車の利便性を高めるため、ボランティア活動を実施する方への市営駐輪場の無償提供など、駐輪場の有効活用に取り組む。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資供給体制の整備】

- 地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。(再掲)

【農地の保全等】

- 多様な担い手の育成や農業従事者への支援などによる農業の振興、生産緑地制度の活用、営農環境の改善や耕作放棄地の再生、農家や関係団体等と連携した市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供、意欲ある担い手への農地集積などにより、農地の保全に努める。

【卸売市場整備の推進】

- 品質管理及び衛生管理の高度化に対応するため、閉鎖型施設とするなどにより、コールドチェーンの確立を目指すとともに、HACCPに沿った衛生管理が容易な施設を整備する。
また、耐震性を確保するとともに、高潮対策について海岸管理者との調整や非常用電源の確保、BCP(事業継続計画)の策定・運用により、災害時における市場機能の継続性を確保する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【長期電源途絶等に対する対応の検討】

- 津波・浸水等のおそれがある庁舎について、止水板や防水扉の整備や自家発電設備等の高所への移設等を検討する。
また、非常時優先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源3日分の燃料を調達するための方策を検討する。(再掲)
- 災害時の非常用電源としても活用できる分散型電源の普及拡大やスマートコミュニティの推進に取り組むなど、環境と経済が両立する持続可能な社会経済システムへの転換を図る。(再掲)

【ライフライン機能の確保】

- 電力・ガス等のライフライン事業者に対し、所管施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めることや、施設の定期点検や補修等を行い機能維持に努めるよう促す。(再掲)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【水道施設の災害対策等の推進】

- 定期的な点検や必要に応じた補修等により、水道施設の健全性の維持に努めるとともに、地震、豪雨、津波への対策として、施設の耐震化、土砂災害対策、浸水災害対策を推進する。
また、配水幹線の相互連絡管等のバックアップ施設を整備するとともに、停電に備えて非常用電源を確保する。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の改築・耐震化等の推進】

- 下水道サービスを将来にわたって安定的に提供するために、既存下水道施設の適切な維持管理と老朽化施設の計画的な改築、再構築等に取り組む。
また、職員の点検・調査等の現場技術力の向上・継承・保持を図りつつ、民間委託の拡充、ICTの導入をはじめとした様々な施策を実施するなど、維持管理の効率化や高度化を図る。(再掲)
- 防災対策として、水資源再生センターやポンプ場等の主要な施設の耐震・耐津波化等を図り、地震が発生した場合であっても下水道の果たすべき機能を確保するとともに、下水道事業継続計画(下水道BCP)に基づき、万全な危機管理体制を確保し、地震等の災害発生後に市民生活へ及ぼす影響を軽減する。(再掲)
- 地域全体で安定した都市活動が継続されるように、緊急輸送道路や避難所と水資源再生センターを結ぶ道路、軌道下等に埋没された管路施設の耐震化を進める。(再掲)

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。
補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【防御施設の改良】

- 広島港における海岸、河川の護岸について、国・県・市が連携して整備を推進する。また、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。(再掲)

【治山施設の整備】

- 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【密集住宅市街地等の防災性向上】

- 合理的な土地利用の推進を図るため、木造老朽家屋の密集地区など、防災上の問題を抱える地区については、民間活力を適切に誘導しつつ再開発を推進していくこととし、建築物の密集化が著しい既成市街地においては、地震発生時に同時多発する火災の延焼拡大が予想されることから、道路・公園等の防災空間の効率的な配置、老朽住宅の建替え、住宅の共同化・不燃化等を促進する。(再掲)

【消防団の充実強化】

- 消防団の認知度や魅力の向上、女性・若者が活動しやすい環境づくり及び地域との連携強化等に取り組むことにより、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る。(再掲)

【消防水利の多様化】

- 海水、河川等の自然水利、プール、ため池等を水利として指定するなど消防水利の多様化を図る。(再掲)

【災害対応の体制・資機材の充実】

- 救助・救急及び消火等に係る活動体制の充実を図るとともに、緊急消防援助隊など広域的な応援の受け入れ体制の強化を図る。(再掲)

【公園緑地の整備】

- 都市公園はヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備などを進める。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練を実施し、組織体制の機能や連携の確認など、訓練の検証を行い、地域防災体制の更なる充実を図る。(再掲)
- 近所の小規模な単位で声かけを行い一緒に避難する訓練や、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施など、地域の災害リスクに応じた取組を促進する。また、好事例を他の地域にも展開する。(再掲)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【有害物質流出対策】

- 災害時に有害な化学物質等が漏洩することを防止するため、平常時から法令に基づく施設の点検や各事業所からの化学物質排出量の把握など、化学物質による環境リスクの低減を図る。
災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、広島県等と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。
- 平時から、関係法令による届出等を基に、各担当課において有害物質や危険物に係る施設等の立地状況や使用状況等を把握しておく。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

【道路の確保等】

- 橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。(再掲)
- 避難路等沿道建築物(市指定)の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。
補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。(再掲)

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【ため池・水路等整備】

- ため池・水路等農業用施設の整備を積極的に推進する。特にため池について

は、老朽化による決壊を防止するため、危険度の高いため池から順次改善等を進めるとともに、巡回・点検に努める。

農業用水として利用がないため池については、所有者や耕作者等の同意を得ながら、県の施工による掘割及び排水路設置工事を経て廃止していく。

【治山施設の整備】

- 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。(再掲)

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性の把握をするための調査を行うなど、大規模盛土造成地の耐震対策に取り組む。(再掲)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

【有害物質流出対策】

- 災害時に有害な化学物質等が漏洩することを防止するため、平常時から法令に基づく施設の点検や各事業所からの化学物質排出量の把握など、化学物質による環境リスクの低減を図る。
災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、広島県等と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。(再掲)
- 平時から、関係法令による届出等を基に、各担当課において有害物質や危険物に係る施設等の立地状況や使用状況等を把握しておく。(再掲)

【吹付石綿の流出対策】

- 災害時に建築物等の倒壊等による石綿の飛散を防止・低減し、環境リスクの低減を図るため、平常時から民間建築物に使用されている吹付けアスベストについて、分析調査や除去等工事に係る費用について補助を行う。
補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

【農地・森林等の保全の取組】

- 農地は食料供給の場となるだけでなく、雨水の流出抑制による集中豪雨時の洪水緩和など多面的な機能を有している。そのため、多様な担い手の育成や農業従事者への支援などによる農業の振興、生産緑地制度の活用、営農環境の改善や耕作放棄地の再生、農家や関係団体等と連携した市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供、意欲ある担い手への農地集積などにより、農地の保全に努める。

- 森林は木材生産機能や水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂災害緩和、生物多様性の確保など多面的な機能を有している。森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、間伐や人材育成、担い手の確保のほか、林業の安定的な経営環境の整備など、その保全に取り組む。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【廃棄物処理施設の災害対策】

- 廃棄物処理施設においては、耐震化、不燃堅牢化、液状化対策、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保など対策を講じる。

また、施設の復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、施設における災害時の人員計画、連絡体制、被災した場合の復旧対策などについてあらかじめ定めておく。

【災害廃棄物処理体制の確保】

- 「広島市災害廃棄物処理計画」などに基づき、庁内の業務分担及び連携体制の確立、仮置場候補地の選定、住民等への平時の周知・啓発、職員研修などに取り組むとともに、必要に応じて計画等の見直しを行い、大規模災害時に迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築を進める。

【災害廃棄物処理における広域連携】

- 「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」等において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時における他自治体との連携等について検討する。

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【他自治体等との連携強化】

- 「広島市受援計画」において、情報連絡体制、集結場所及び活動拠点、活動内容等の調整、宿泊施設及び応援職員への対応等を定めているが、計画の実行性をより高めるため、協定等の見直しなどを受け、適宜必要な修正を行う。

(再掲)

【災害時における自転車の活用】

- 広島市シェアサイクル「ぴーすくる」の避難所への配置や臨時ポートの設置等により、災害時の移動手段の確保に取り組む。

また、災害時における自転車の利便性を高めるため、ボランティア活動を実施する方への市営駐輪場の無償提供など、駐輪場の有効活用に取り組む。

(再掲)

【デジタル技術の活用】

- どこからでも行政サービスの申請手続きが行える行政手続きのオンライン化、庁外でも業務が遂行できるようにテレワーク機能の強化を検討するなど、行政のデジタル化を推進する。また、中小事業者のデジタル化、DX推進のために必要な技術支援や財政面における支援を行うとともに、市発注の土木工事においては、ICTを活用し、施工の省力化・効率化により生産性の向上を図るなど、地域のデジタル化を推進する。

【災害ボランティアの受入環境の整備】

- 災害時において、個人・団体等のボランティア活動が円滑に行われるように、平常時から地域団体、NPO・ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、広島市社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

【下水道施設の改築・耐震化等の推進】

- 下水道サービスを将来にわたって安定的に提供するために、既存下水道施設の適切な維持管理と老朽化施設の計画的な改築、再構築等に取り組む。
また、職員の点検・調査等の現場技術力の向上・継承・保持を図りつつ、民間委託の拡充、ICTの導入をはじめとした様々な施策を実施するなど、維持管理の効率化や高度化を図る。(再掲)
- 防災対策として、水資源再生センターやポンプ場等の主要な施設の耐震・耐津波化等を図り、地震が発生した場合であっても下水道の果たすべき機能を確保するとともに、下水道事業継続計画(下水道BCP)に基づき、万全な危機管理体制を確保し、地震等の災害発生後に市民生活へ及ぼす影響を軽減する。(再掲)
- 地域全体で安定した都市活動が継続されるように、緊急輸送道路や避難所と水資源再生センターを結ぶ道路、軌道下等に埋没された管路施設の耐震化を進める。(再掲)

【災害対応力の向上】

- 本市の相談窓口等において、地震防災マップの説明や本市ホームページへ掲載についての情報提供を引き続き行う。
また、余震等により建築物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、宅地の擁壁が更

に転倒するなどによる人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行う。

- 高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。(再掲)

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。(再掲)

【治安の維持】

- 地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

【災害ボランティアの受入環境の整備】

- 災害時において、個人・団体等のボランティア活動が円滑に行われるように、平常時から地域団体、NPO・ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、広島市社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。(再掲)

【文化財の保護】

- 文化財及びこれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、各種の耐震対策を推進する。
また、史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進等に取り組む。

8-5 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【被災者の住宅確保】

- 応急仮設住宅の建設候補地(公園その他公有地)の把握や民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる際の家賃上限額の設定に係る国・県との協議など、事前に応急仮設住宅等の調達・供給体制を整備する。
また、市営住宅の空家等を、応急仮設住宅の供与対象者等に一時的な住宅として供与する。

【災害廃棄物処理体制の確保】

- 「広島市災害廃棄物処理計画」などに基づき、市内の業務分担及び連携体制の確立、仮置場候補地の選定、住民等への平時の周知・啓発、職員研修などに取組みるとともに、必要に応じて計画等の見直しを行い、大規模災害時に迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築を進める。(再掲)

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 危険なブロック塀等を自ら撤去することを促すため、地震時におけるブロック塀等の危険性についての周知に取り組み、市民意識を定着させ、撤去に対する補助を引き続き行う。
また、屋外広告物・外装材等の落下等による被害を防止するため、所有者に対する点検等の意識啓発や情報提供、改善指導を引き続き行う。
さらに、家具の転倒等による被害防止対策の必要性や家具の固定方法等についての情報提供を行う。
補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。(再掲)

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【被災者支援体制の整備・正確な情報発信】

- 被災の状況に応じ、各所管課において実施されている支援策を取りまとめ、本市ホームページ、広報紙等の媒体による広報活動や、「被災者支援ナビ」の運用により、支援情報の周知を図る。
また、各区が必要に応じて、様々な手続や相談をワンストップで行う総合窓口を設置する場合に支援、調整を行う。

【個別企業のBCPの策定の促進】

- 企業が災害時に果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用していくため、「平成25年度広島市地震被害想定」に係る基礎的データ等の情報提供や計画策定のセミナーの開催等により、企業BCPの策定を促進する。(再掲)

【卸売市場整備の推進】

- 品質管理及び衛生管理の高度化に対応するため、閉鎖型施設とするなどにより、コールドチェーンの確立を目指すとともに、HACCPに沿った衛生管理が容易な施設を整備する。
また、耐震性を確保するとともに、高潮対策について海岸管理者との調整や非常用電源の確保、BCP(事業継続計画)の策定・運用により、災害時における市場機能の継続性を確保する。(再掲)

2 施策分野ごとの方針

1 のリスクシナリオごとに掲げた施策の方針について、第3章の2で設定した9の個別施策分野及び4の横断的分野に分類し、別表（69ページ～）のとおり整理した。

3 重点化する施策

(1) 重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされている。

本市では、マグニチュード9の最大クラスの南海トラフ巨大地震が起こった場合、これまでに経験したことないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている（第2章の2の(3)参照）。また、本市には土砂災害危険箇所が多数あり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い生命が失われている。

こうしたことから、本計画では、国の基本計画や広島県強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

また、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、市民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

(2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の13の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接関わる事態】(12 事態)

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1 地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【行政機能の大幅な低下につながる事態】(1 事態)

3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「広島市危機管理推進会議」を中心とした全庁横断的な体制のもとで、各局・区間の相互調整を図りながら一丸となって取り組む。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとの施策の取組内容及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進につなげる。

なお、国は国土強靱化の取組を着実に実施するため、国土強靱化関連の国交付金・補助金を重点的に配分するなどの支援を行っており、地域計画に明記された事業を対象としていることから、これを活用して取り組む事業について、毎年度、年次事業一覧として本計画の別冊に取りまとめる。

3 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況などを考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図る。

別表 施策分野整理表

施策分野略称【個別】行政：行政機能／消防／防災教育、住宅：住宅・都市、保健：保健医療・福祉、情報：情報通信、産業：産業構造
 交通：交通・物流、地域：地域保全、環境：環境、土地：土地利用(国土利用)
 【横断】リスク：リスクコミュニケーション、人材：人材育成、官民：官民連携、老朽化：老朽化対策

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	リスク区分	施策分野													重点化		
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化			
建築物等の耐震化	民間の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きく、そのための取組が遅れていることから、民間建築物の耐震化に資する取組を行っていく必要がある。	地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に耐震改修に対する補助や避難路等沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。住宅についても、耐震診断・改修設計・耐震改修に対する補助を行い、耐震化を促進する。 補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。	広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）	多数の者が利用する建築物の耐震化率（民間建築物） 住宅の耐震化率	建築物：90% （令和2年度） 住宅：90% （令和2年度）	建築物：96% （令和7年度） 住宅：95% （令和7年度）	1-1 1-2	○	○														◎
	本市には五日市断層や己斐断層などの活断層があることに加え、南海トラフ大地震の発生も懸念されることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要がある。特に、地震発生後、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる施設についてはその機能を維持できるよう喫緊に耐震化しておくことが必要である。	市有建築物の耐震化については、防災拠点となる施設を優先的に取り組むとともに、その他の施設については、原則として令和5年度までの耐震化完了を目指す。 市営住宅の耐震化については、現行の耐震基準を満足しない住宅のうち昭和46年度以前に建築された市営住宅については、建替え又は用途廃止等に取り組む。昭和47年度以降に建築された市営住宅については、補強計画を作成し、建替えとの費用対効果を比較の上、順次、耐震改修に取り組む。	広島市地域防災計画（震災対策編） 公共施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策方針 広島市市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）	防災拠点となる市有建築物の耐震化率 市有建築物全体の耐震化率 市営住宅の耐震化率	93.9% （令和3年度） 85.3% （令和3年度） 88.1% （令和2年度）	100% （-） 100% （令和5年度） 100% （令和17年度）																	
	熊本地震の経験を踏まえると、本市においても天井や照明器具の落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷により指定避難所として利用できなくなる施設が存在することから、非構造部材の耐震化に取り組む必要がある。	指定避難所等となる学校施設や公民館等の非構造部材の耐震対策に取り組む。	公共施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策方針																				
	地震により橋りょうが落橋・倒壊し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。	緊急輸送道路を構成する橋りょうのうち、昭和55年の道路橋示方書より古い示方書で設計された橋長15m以上の橋りょうなどについて、地震による落橋等の甚大な被害を防ぐため、落橋防止装置の設置や橋脚補強を行っている。 今後も、地震による被災後、速やかに緊急輸送道路としての機能が確保できるよう、更なる耐震化の向上に努める。	広島市公共施設等総合管理計画	緊急輸送道路を構成する橋りょう（橋長15m以上）の落橋・倒壊対策の実施率	95.4% （令和2年度）	100% （令和8年度）																	
	アストラムライン高架橋について、地震により落橋・倒壊し、人的被害の発生や、幹線道路等を塞ぐことがないよう、耐震対策に取り組む必要がある。	アストラムラインについて、被災した場合の社会的影響の大きさを踏まえ、優先順位を付けた上で落橋防止装置の設置を進める。このうち、特に被災した場合に影響の大きい63橋（交通量の多い幹線道路や鉄道、高速道路を跨ぐ箇所など）について整備を進める。 他の橋桁や橋脚についても、可能な限り維持保全の機会を捉えて耐震対策を進める。	広島市公共施設等総合管理計画	特に被災した場合に影響の大きいアストラムライン高架橋の耐震化率	24橋 （令和3年度）	63橋 （令和5年度）																	
建築物等の維持管理	本市のハコモノ資産の老朽化が進行中、災害発生時に施設破損や設備機器の故障などの不具合によって、施設利用者への人的被害の発生や施設運営に重大な支障を来すことが懸念されることから、施設の機能維持と安全確保を図る必要がある。	本市のハコモノ資産について、適切な点検の実施により劣化状況を把握して必要な措置につなげるとともに、維持保全情報の活用や予防的な保全の視点を取り入れた効果的・効率的な維持保全に取り組むことで、施設の機能維持と安全確保を図る。	広島市公共施設等総合管理計画			1-1 1-2	○	○														◎	
	老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクを避けるため、効果的かつ効果的な維持管理を計画的に行う必要がある。	公共土木施設を効果的かつ効果的に維持するため、個別施設管理計画で定めた方針に基づき、「事後保全型」から「予防保全型」管理へと転換するなどにより長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図る。	広島市公共施設等総合管理計画 広島新交通1号線インフラ施設（高架橋）維持管理実施計画	法定点検の結果、健全度Ⅲと判定された道路橋の補修実施数 法定点検の結果、健全度Ⅲと判定されたアストラムライン高架橋の補修実施数	8橋 （令和2年度） 13橋 （令和3年度）																		72橋 （令和7年度） 32橋 （令和7年度）
道路の確保等	緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。	橋りょうの耐震補強、電線類の地中化等による無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、広域避難路や緊急輸送道路などの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。	広島市総合交通戦略（交通ビジョン＆プログラム） 広島市無電柱化計画	緊急輸送道路等の無電柱化整備延長	72.9km （令和2年度）	80.4km （令和10年度）	1-1 2-1 2-2 2-4 5-1 5-2 6-4 7-3	○	○														◎
	大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。	避難路等沿道建築物（市指定）の耐震診断の実施及びその報告期限を延長し、併せて耐震診断に対する補助を引き続き行う。また、耐震診断の結果耐震性が不足している避難路等沿道建築物の耐震改修等の費用及び所有者等が耐震改修等に先立ち実施する耐震化手法の具体的な検討を専門家へ委託する費用を支援する。 補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。	広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）																				
既存建築物等の総合的な安全対策	これまで多くの地震においては、建築物の倒壊等による被害にのみならず、建築物の内外において建築物に付属するもの落下などによる被害が発生していることから、住宅・建築物の耐震化に取り組むほか、既存建築物等の総合的な安全対策を講じる必要がある。	危険なブロック塀等を自ら撤去することを促すため、地震時におけるブロック塀等の危険性についての周知に取り組み、市民意識を定着させ、撤去に対する補助を引き続き行う。 また、屋外広告物・外装材等の落下等による被害を防止するため、所有者に対する点検等の意識啓発や情報提供、改善指導を引き続き行う。 さらに、家具の転倒等による被害防止対策の必要性や家具の固定方法等についての情報提供を行う。 補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。	広島市地域防災計画（震災対策編） 広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）			1-1 1-2 8-5	○															◎	
	空き家は、人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられることから、管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐための対策が必要である。	広島市空家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理の促進や、空き家の活用の促進などについて、総合的かつ的確に空家対策に取り組む。 また、空家家再生等推進事業等を活用し、危険な空家家の除却を促進する。	広島市空家等対策計画（第2期）	「適切に管理されていない問題のある空家家」の戸数	358戸 （令和3年度）																		205戸 （令和8年度）

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	R/K 区分	施策分野														重点化					
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化							
社会福祉施設等の防災対策の推進	近年の災害発生状況等を踏まえると、高齢者等の安全・安心の確保ができるよう、各種リスクへの備えや発生時の適切な対応が必要である。	近年の災害の発生状況を踏まえ、土砂災害警戒区域等に所在する施設・事業所が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を点検し、必要に応じ助言・指導するなどにより、施設・事業所における防災対策を推進する。	第8期広島市高齢者施策推進プラン				1-1 1-2 2-4	○		○															◎		
学校施設の防災対策の推進	本市の学校施設の老朽化が進行する中、その多くは、災害時における避難所に指定されていることから、避難所としての防災機能も備える必要がある。	学校施設の安全の確保を図るため、予防保全を適切に取り入れた効果的・効率的な維持保全に取り組むとともに、避難所としての防災機能を備えるための整備に取り組む。	広島市学校施設長寿命化計画				1-1 1-2	○																	◎		
消防団の充実強化	消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、少子高齢化の進展等により消防団員数は減少傾向にあるため、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る必要がある。	消防団の認知度や魅力の向上、女性・若者が活動しやすい環境づくり及び地域との連携強化等に取り組むことにより、消防団員を確保し、消防団の活性化と充実強化を図る。	広島市消防団活性化計画	消防団員の条例定数に対する充足率	87.2% (令和3年度)	100% (-)	1-1 1-2 2-2 7-1	○																	◎		
消防水利の多様化	市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発生時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。	海水、河川等の自然水利、プール、ため池等を水利として指定するなど消防水利の多様化を図る。	広島市地域防災計画（震災対策編）				1-2 7-1	○																	◎		
密集住宅市街地等の防災性向上	建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、密集住宅市街地等の防災性の向上を促進する必要がある。	合理的な土地利用の推進を図るため、木造老朽家屋の密集地区など、防災上の問題を抱える地区については、民間活力を適切に誘導しつつ再開発を推進していくこととし、建築物の密集化が著しい既成市街地においては、地震発生時に同時多発する火災の延焼拡大が予想されることから、道路・公園等の防災空間の効率的な配置、老朽住宅の建替え、住宅の共同化・不燃化等を促進する。	広島市地域防災計画（震災対策編）				1-2 7-1	○	○																◎		
大規模盛土造成地の耐震化の推進	平成7年の兵庫県南部地震等において大規模盛土造成地で滑動崩落の被害が発生した事例があり、本市にも多数の大規模盛土造成地が存在することから、その耐震対策に取り組む必要がある。	大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性の把握をするための調査を行うなど、大規模盛土造成地の耐震対策に取り組む。	広島市地域防災計画（震災対策編）				1-1 1-5 7-4	○	○																◎		
災害対応力の向上	大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるには、地域において、行政と住民が一体となった取組が不可欠なことから、地域住民が主体となった自助・共助の防災活動を活性化させる必要がある。	防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				1-1 1-3 1-4 1-5 2-2 4-2 4-3 7-1 8-3																				
	大規模災害時には、消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されることから、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織の組織活動の活発化に取り組む必要がある。																										
	大地震等の発生に備え、企業が自衛活動に留まることなく、近隣地域での防災に対しても自発的な応援活動を行うなどの防災体制の強化を推進する必要がある。	企業の防災意識の高揚を図り、従業員や顧客等の安全を確保するとともに、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動の促進を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																								
	高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市民等に津波に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。	高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																								
	市民等に浸水等に対する危険性や予防対策などの認識を深めるよう継続的な取組を進めていく必要がある。																										
	本市は多くの土砂災害危険箇所を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することに留意しつつ、ソフト対策に取り組んでいく必要がある。	土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため、土砂災害に関する情報や土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する方法等について、住民説明会、防災講座、広報紙、広島市ホームページ、ハザードマップ及び地理情報システム（GIS）の活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）					○																		◎	
	避難誘導アプリのダウンロード件数が、既存の防災情報メールの登録件数と比較して低いことから、避難誘導アプリの存在及びダウンロード方法を市民に十分周知し、ダウンロード件数を増やす必要がある。	避難誘導アプリは、多数の市民に避難指示等の緊急かつ重要な防災情報を一斉配信できることから、これまでも、広報紙やホームページ、防災訓練やイベント等を通じダウンロードの呼びかけを行ってきたが、今後も、各種団体や民間企業等の協力を得ながら、避難誘導アプリのダウンロード促進に取り組む。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）	避難誘導アプリダウンロード数	34,635件 (令和2年度)	14.4万件 (令和6年度)																					
	地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的に実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。	災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練を実施し、組織体制の機能や連携の確認など、訓練の検証を行い、地域防災体制の更なる充実を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																								
	近所の小規模な単位で声かけを行い一緒に避難する訓練や、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施など、地域の災害リスクに応じた取組を促進する。また、好事例を他の地域にも展開する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																									
	本市の相談窓口等において、地震防災マップの説明や本市ホームページへ掲載についての情報提供を引き続き行う。 また、余震等により建築物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、宅地の擁壁が更に転倒するなどによる人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行う。	広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）																									

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	リスク区分	施策分野														重点化
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化		
公園緑地の整備	近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあるため、防災に配慮した公園施設の整備などを進める必要がある。	都市公園はヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備などを進める。	広島市みどりの基本計画	公園緑地の面積	987ha (平成31年度)	1,000ha (令和12年度)	1-1 1-2 2-3 7-1	○	○												◎	
災害リスクの低い地域への居住誘導	既成市街地内の災害リスクの高い土地において、住宅等の立地に係る対策を講じる必要がある。	災害リスクの高い区域について、その区域を明示することで、リスクの低い区域への居住を誘導する。	広島市都市計画マスタープラン 広島市立地適正化計画				1-3 1-4 1-5		○							○					◎	
避難場所の確保	市街地（中区、南区及び西区）においては、地盤が海面よりも低いことから、護岸、堤防等が十分に機能しないと津波による浸水が広範囲に及び、退避できる避難場所の確保不足により多数の死者を発生させるおそれがあるため、緊急時に退避できる避難場所を確保する必要がある。	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること等の要件に適合する建築物の管理者等との協定締結により浸水時緊急退避施設を指定し、緊急避難先である旨を表す標識の設置等により周知を図る。	広島市地域防災計画（震災対策編）				1-3	○										○		○	◎	
防御施設の改良	高潮・津波等による被害を最小限にするため、河川・海岸整備を推進する必要がある。	広島港における海岸、河川の護岸について、国・県・市が連携して整備を推進する。また、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				1-3 6-5		○										○		◎	
浸水対策の推進	浸水被害の解消に向けて、引き続き雨水幹線等の浸水対策施設を整備する必要がある。しかし、浸水対策施設の整備は大規模であり、効果の発現までに長期間を必要とすることから、ハード・ソフト両面からの総合的な浸水対策が必要である。	浸水対策施設の整備には、膨大な事業費と長い期間を必要とすることから、段階的かつ効率的な雨水排水施設整備を進める。 また、市民に自らが住む地域の整備状況を周知することを目的に、ICTを活用した新技術の導入や積極的な情報発信等を進める。 なお、浸水対策の強化には、流域全体のあらゆる関係者が協力して治水に取り組む流域治水の観点で施策を展開する。	ひろしま下水道ビジョン2030	浸水常襲地区の床上・床下浸水解消面積	900ha (令和2年度)	1,040ha (令和5年度)	1-4	○	○												◎	
		地域の浸水危険情報や避難場所等を示した「浸水（内水）ハザードマップ」を順次、作成・更新、公表するとともに、浸水対策施設の整備水準や整備時期等についても周知する。	ひろしま下水道ビジョン2030																			
		令和2年度に導入した「止水板設置補助事業」の周知を図り、市民自らが行う止水板の設置を促進する。	ひろしま下水道ビジョン2030																			
地下空間の避難確保	ビルの地下階、地下街、地下通路等の地下空間は、地上の気象の変化、避難経路が限られているなどの災害の特殊性があるため、施設の洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要がある。	「広島市地域防災計画」に掲げる地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				1-4	○												◎		
土砂災害警戒区域等の認知度向上	土砂災害警戒区域等に居住する住民が、災害時に適切な避難行動が取れるよう、居住地の危険性を認識してもらう取組を行う必要がある。	土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、災害時に適切な避難行動が取れるよう、土砂災害ハザードマップを市ホームページに掲載するなど、土砂災害警戒区域等の周知を図る。 また、防災マップの作成支援など、居住地の危険性を認識し、避難行動につなげる取組を推進する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				1-5	○					○								◎	
災害情報伝達体制の整備	災害発生時に市民が避難行動を起こすためには、本市が発信する防災情報を市民に的確に伝達する必要がある。	住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、防災行政無線、防災情報メール、避難誘導アプリ、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送、緊急速報メール、サイレンなど多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段について引き続き検討を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				4-2 4-3	○												○		◎
		住民に避難先を周知する際には、急激な気象の変化等で屋外を移動することがかえって危険な場合があるため、知人宅等の指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動する必要があること、安全な場所待機する必要がある場合があることを併せて周知する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																			
地域の防災意識強化	避難情報の意味とそれに応じて取るべき行動を理解していることが不可欠であることから、平時の自主防災組織の活動などを通じて、住民への周知に継続して取り組む必要がある。	平時から住民の防災意識の向上を促すため、災害に関する事項について、市ホームページ、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用など、あらゆる方法により、積極的に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				1-5 4-2	○													◎	
		災害の教訓等を風化させないため、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																			
物資供給体制の整備	災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要がある。	地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。	広島市地域防災計画（震災対策編）				2-1 5-3	○													○	◎

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	R/K シフト 区分	施策分野														重点化														
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化																
災害用備蓄の整備	大規模災害により物流がストップした場合に備え、食料の備蓄を行う必要がある。	平成25年度広島市地震被害想定を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞り者数のうち、約12万1千人を対象に、県が平成29年2月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」に基づき、県と協同で、2日間で4食分の食料を備蓄する。 3日以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。	広島市地域防災計画（震災対策編）	備蓄食料数	242,518食 (令和2年度)	242,518食 (令和7年度)	2-1	○											○	◎																
	大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、「公助」のみでは食料等の提供が十分でない事態も想定されることから、家庭内備蓄の充実を図る必要がある。	市民自らの責務として、ローリングストックの活用などにより、3日分程度、可能であれば1週間以上の食料・飲料水・生活必需品について備蓄しておくよう啓発に努める。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																																	
飲料水の確保	水道施設の被災による断水に備え、飲料水を確保するとともに、危機管理体制の充実を図る必要がある。	水道施設が被災した直後においても必要最低限の飲料水を供給できるよう、拠点給水施設や応急用資機材を整備する。 また、状況に応じて応急活動体制や応急活動マニュアルの適宜見直しを行うとともに、他都市との合同防災訓練の実施による連携強化、他都市からの応援派遣隊が効率的に活動できるように応援受入体制の整備・充実など、危機管理体制の充実を図る。	広島市水道ビジョン				2-1	○	○										○	◎																
災害対応の体制・資機材の充実	地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、災害対応の体制・資機材の充実を図る必要がある。	救助・救急及び消火等に係る活動体制の充実を図るとともに、緊急消防援助隊など広域的な応援の受け入れ体制の強化を図る。	広島市地域防災計画（震災対策編） 広島市消防計画 広島市消防局緊急消防援助隊受援計画				2-2 7-1	○											○	◎																
消防署等々の施設整備	災害対応の拠点となる消防出張所、消防団車庫の耐震化を促進する必要がある。	消防出張所や消防団車庫の耐震化に取り組む。	公共施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策方針				2-2	○												◎																
燃料の確保	災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを確保するため、関係機関等との協定等により燃料を確保する必要がある。	「大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定」に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。なお、燃料がさらに不足する場合には、広島県災害対策本部に必要な措置を要請する。	広島市地域防災計画（震災対策編）				2-4	○												○	◎															
大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策	大規模地震が発生し公共交通機関が運行停止となる場合には、通勤・通学や買い物などで外出している人が帰宅できなくなる可能性がある。また、JR駅など交通結節点周辺では、多くの人が一斉に帰宅しようとして混乱することが予測されることから、県など関係機関とも連携を図りながら、帰宅困難者対策に取り組む必要がある。	公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報するなど一斉帰宅の抑制を図る。	広島市地域防災計画（震災対策編）				2-3	○																												
		県がコンビニエンスストアやファストフード店などのフランチャイズチェーン各社と協定を締結している「災害時帰宅支援ステーション」を活用し、大地震等の災害発生時における徒歩帰宅者を支援する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																																	
		帰宅困難者の滞留等が特に懸念される広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区については、主に交通結節点周辺などへの一時滞在施設の確保や滞留者等の安全確保などハード・ソフト対策の推進を図る。	都市再生緊急整備地域の地域整備方針 広島都心地域都市再生安全確保計画																																	
災害時における医療体制の整備	大規模地震時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動等を展開できるよう、関係医療機関等と平常時から調整を行う必要がある。	災害時には、市立病院や医師会が構成する本市の医療救護班等が医療救護活動を行う体制を構築しており、大規模な災害の発生により、その活動が十分に行えない場合には、広島県へのDMAT、DPAT、こども支援チームの派遣要請等を行い、医療救護体制を確保する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				2-4 2-6	○		○									○	◎																
民間の医療機関の耐震化の促進	大規模地震時の医療提供体制の維持を図るため、民間の医療機関の耐震化を促進する必要がある。	地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に耐震改修等に対する補助や避難路等沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。	広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）				2-4	○	○	○											◎															
被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。	感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路等の調査、感染のおそれのある者等について、健康状態のチェック、検体採取等を行い、必要に応じ、国、県、他市町へ防疫活動要員の派遣要請を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				2-5 2-6	○		○											◎															

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	R17 R18 区分	施策分野														重点化
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化		
他自治体等との連携強化	大規模災害により、本市単独での災害対応が困難となった場合に備え、大都市との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員など応援体制の充実強化を図る必要がある。	「広島市受援計画」において、情報連絡体制、集結場所及び活動拠点、活動内容等の調整、宿泊施設及び応援職員への対応等を定めているが、計画の実行性をより高めるため、協定等の見直しを受け、適宜必要な修正を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				3-1 8-2	○														◎
情報通信整備の多重化等	情報通信設備については、複数の伝達手段の確保及び代替手段の確保など情報通信機能維持に係る対策が必要である。	災害等が発生した場合において、情報通信機能を維持するため、重要機器・回線等の多重化、停電対策といった現状の取組を維持するとともに、情報通信設備の新規・更新整備を行う際には、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築に取り組む。	広島市地域防災計画（震災対策編）				4-1 4-3	○			○											◎
要配慮者に対する支援体制の整備	災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい高齢者・障害者・外国人市民等の要配慮者について、支援体制の整備など、災害に強い組織体制の整備を進める必要がある。	土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を確認し、必要に応じて助言・指導するなどにより、施設の防災対策を推進する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 第8期広島市高齢者施策推進プラン				2-6 4-3	○	○	○												◎
		外国人市民の災害時における行動力を高めるため、外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）																			
避難行動要支援者の避難支援	災害時に自力で避難することが困難である高齢者等の避難行動要支援者が安全かつ確実に避難できるよう、避難時の支援体制を整備する必要がある。	地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会等の避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定するよう努めるなど、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				4-3	○		○												◎
子ども等の防災意識の醸成・向上	大規模災害等から身を守り適切な行動がとれるよう、日頃から子ども等の防災意識を醸成・向上させる必要がある。	災害発生時に的確な避難行動が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施する。また、子どもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実、体験型の防災学習等を実施するとともに、必要な環境整備に取り組む。	第2期広島市子ども・子育て支援事業計画				1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 4-3	○		○												◎
個別企業のBCPの策定の促進	災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、各企業においてBCPの策定が促進されるよう普及啓発活動等を行う必要がある。	企業が災害時に果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用していくため、「平成25年度広島市地震被害想定」に係る基礎的データ等の情報提供や計画策定のセミナーの開催等により、企業BCPの策定を促進する。	広島市地域防災計画（震災対策編）				5-1 8-6															○
ライフライン機能の確保	長期間にわたる停電やエネルギー供給の停止は、社会経済活動、サプライチェーンの維持困難につながるから、災害時においてもライフライン機能の確保を図る必要がある。	電力・ガス等のライフライン事業者に対し、所管施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めることや、施設の定期点検や補修等を行い機能維持に努めるよう促す。	広島市地域防災計画（震災対策編）				5-1 6-1							○								
農地の保全等	市内の農地面積については、都市化の進展や農業従事者の高齢化などに伴い、年々減少傾向にある。特に市街化区域内においては相続の発生等を契機として宅地への転用が進む傾向にある。農地は、米、野菜などの食料生産だけでなく、避難地・避難路や防災拠点の確保など都市防災機能としての活用などもあることから、農地の保全等に必要支援を行う必要がある。	多様な担い手の育成や農業従事者への支援などによる農業の振興、生産緑地制度の活用、営農環境の改善や耕作放棄地の再生、農家や関係団体等と連携した市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供、意欲ある担い手への農地集積などにより、農地の保全に努める。	広島市みどりの基本計画				5-3	○														
卸売市場整備の推進	大規模災害時における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生環境の高度化や流通の効率化に対応した施設整備を推進する必要がある。	品質管理及び衛生管理の高度化に対応するため、閉鎖型施設とするなどにより、コールドチェーンの確立を目指すとともに、HACCPに沿った衛生管理が容易な施設を整備する。 また、耐震性を確保するとともに、高潮対策について海岸管理者との調整や非常用電源の確保、BCP（事業継続計画）の策定・運用により、災害時における市場機能の継続性を確保する。	新中央市場建設基本計画				5-3 8-6	○														
水道施設の災害対策等の推進	災害時においても安定して給水を行えるよう、水道施設の耐震化等を進め、災害に強い水道を構築する必要がある。	定期的な点検や必要に応じた補修等により、水道施設の健全性の維持に努めるとともに、地震、豪雨、津波への対策として、施設の耐震化、土砂災害対策、浸水災害対策を推進する。 また、配水幹線の相互連絡管等のバックアップ施設を整備するとともに、停電に備えて非常用電源を確保する。	広島市水道ビジョン	配水池の耐震化率 管路の耐震化率	82.9% (令和2年度) 28.5% (令和2年度)	89.6% (令和7年度) 30.6% (令和7年度)	6-2	○	○													○
災害時における自転車の活用	自転車の活用による地域の魅力づくりや観光振興のほか、災害時における対応など、新しい視点で自転車を活用する必要がある。	広島市シェアサイクル「びーすくる」の避難所への配置や臨時ポートの設置等により、災害時の移動手段の確保に取り組む。 また、災害時における自転車の利便性を高めるため、ボランティア活動を実施する方への市営駐輪場の無償提供など、駐輪場の有効活用に取り組む。	広島市自転車都市づくり推進計画				5-2 8-2	○														
避難所における物資・資機材の確保	大規模災害により物流がストップした場合に備え、食料の備蓄を行う必要がある。	平成25年度広島市地震被害想定を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約12万1千人を対象に、県が平成29年2月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」に基づき、県と協同で、2日間で4食分の食料を備蓄する。 3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。	広島市地域防災計画（震災対策編）				2-6	○														◎

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	リスク区分	施策分野														重点化		
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化				
非構造部材の耐震化	熊本地震では、天井や照明器具の落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷が原因で指定避難所として利用できない施設があったことから、非構造部材の耐震化に取り組む必要がある。	指定避難所等となる学校施設や公民館等の非構造部材の耐震対策に取り組む。	公共施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策方針				2-6	○																◎
避難所運営の円滑化	避難所運営の円滑化を図るため、男女共同参画の視点等を取り入れた運営を行う必要がある。	男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				2-6	○											○					◎
有害物質流出対策	災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	災害時に有害な化学物質等が漏洩することを防止するため、平常時から法令に基づく施設の点検や各事業所からの化学物質排出量の把握など、化学物質による環境リスクの低減を図る。 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、広島県等と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 広島市災害廃棄物処理計画				7-2 7-5	○											○					○
	有害物質や危険物については、流出等の有無について発災後速やかに調査を行い、対応方針を検討する必要がある。	平時から、関係法令による届出等を基に、各担当課において有害物質や危険物に係る施設等の立地状況や使用状況等を把握しておく。	広島市災害廃棄物処理計画																					
ため池・水路等整備	ため池・水路等農業用施設の被害は、施設の損壊だけではなく、周辺地域への洪水、土石流の流下被害をもたらす二次被害の要因となることから、被害を未然に防止し、又は軽減する必要がある。	ため池・水路等農業用施設の整備を積極的に推進する。特にため池については、老朽化による決壊を防止するため、危険度の高いため池から順次改善等を進めるとともに、巡回・点検に努める。 農業用水として利用がないため池については、所有者や耕作者等の同意を得ながら、県の施工による掘削及び排水路設置工事を経て廃止していく。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）	防災重点ため池のハザードマップ作成	16件 (令和2年度)	172件 (令和18年度)	7-4	○	○									○					○	◎
治山施設の整備	本市は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策に継続して取り組んでいく必要がある。	崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				6-5 7-4												○					◎
農地・森林等の保全の取組	農地等の地域資源は洪水を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。	農地は食料供給の場となるだけでなく、雨水の流出抑制による集中豪雨時の洪水緩和など多面的な機能を有している。そのため、多様な担い手の育成や農業従事者への支援などによる農業の振興、生産緑地制度の活用、営農環境の改善や耕作放棄地の再生、農家や関係団体等と連携した市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供、意欲ある担い手への農地集積などにより、農地の保全に努める。	広島市みどりの基本計画				7-6	○											○					
	管理の不十分な森林が拡大し、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。	森林は木材生産機能や水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂災害緩和、生物多様性の確保など多面的な機能を有している。森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、間伐や人材育成、担い手の確保のほか、林業の安定的な経営環境の整備など、その保全に取り組む。	広島市森林（もり）づくりプラン21																					
廃棄物処理施設の災害対策	災害により廃棄物処理施設自体が被災する可能性があることから、できる限り被害が少なくなるよう、適切な整備に努めるとともに、被害を受けた場合においても早期に施設を稼働できるよう、対策を講じる必要がある。	廃棄物処理施設においては、耐震化、不燃堅牢化、液状化対策、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保など対策を講じる。 また、施設の復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、施設における災害時の人員計画、連絡体制、被災した場合の復旧対策などについてあらかじめ定めておく。	広島市災害廃棄物処理計画				8-1	○											○					
災害廃棄物処理体制の確保	大規模災害による膨大な災害廃棄物の発生等に備え、迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制を構築しておく必要がある。	「広島市災害廃棄物処理計画」などに基づき、庁内の業務分担及び連携体制の確立、仮置場候補地の選定、住民等への平時の周知・啓発、職員研修などに取り組むとともに、必要に応じて計画等の見直しを行い、大規模災害時に迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築を進める。	広島市災害廃棄物処理計画				8-1 8-5	○											○					
災害廃棄物処理における広域連携	大規模災害時に市域内での処理が困難となった場合には、近隣市町を中心とした他自治体と連携してごみ処理を行う必要がある。	「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」等において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時における他自治体との連携等について検討する。	広島市災害廃棄物処理計画				8-1	○											○					
デジタル技術の活用	技術者等の人手不足やライフスタイル・価値観の多様化などの社会情勢の変化に対応するため、デジタル化・DXの取組を推進するなど生産性の向上を図る必要がある。	どこからでも行政サービスの申請手続が行える行政手続のオンライン化、庁外でも業務が遂行できるようにテレワーク機能の強化を検討するなど、行政のデジタル化を推進する。また、中小事業者のデジタル化、DX推進のために必要な技術支援や財政面における支援を行うとともに、市発注の土木工事においては、ICTを活用し、施工の省力化・効率化により生産性の向上を図るなど、地域のデジタル化を推進する。	広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画				8-2	○																○

施策項目	脆弱性評価	今後の施策	分野別計画名	KPIの設定	現状	目標	リスク区分	施策分野													重点化			
								行政	住宅	保健	情報	産業	交通	地域	環境	土地	リスク	人材	官民	老朽化				
地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成	地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の組織活動の活性化に取り組む必要がある。	防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				8-2 8-4	○											○	○				
災害ボランティアの受入環境の整備	被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付や調整等、受入れ体制の構築が必要である。	災害時において、個人・団体等のボランティア活動が円滑に行われるように、平常時から地域団体、NPO・ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、広島市社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				8-2 8-4			○									○	○				
被災者の住宅確保	大規模災害により住家を失い、自己の資力によって住家を確保できない被災者が大量に発生した場合に備え、市営住宅の空家、応急仮設住宅等を早期に供与できる体制を構築しておく必要がある。	応急仮設住宅の建設候補地（公園その他公有地）の把握や民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる際の家賃上限額の設定に係る国・県との協議など、事前に応急仮設住宅等の調達・供給体制を整備する。 また、市営住宅の空家等を、応急仮設住宅の供与対象者等に一時的な住宅として供与する。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 平成30年7月豪雨災害における避難対策等の検証とその充実に向けた提言				8-5	○	○										○					
文化財の保護	伝統芸能や文化財などの歴史的な遺産は、住民の地域への愛着を育むとともに、国内外の関心を高めるものであり、地域の魅力向上のためにも、その保存・活用が重要である。	文化財及びこれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、各種の耐震対策を推進する。 また、史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進等に取り組む。	広島市地域防災計画（震災対策編）				8-4	○	○															
治安の維持	災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。	地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）				8-4	○						○					○					
被災者支援体制の整備・正確な情報発信	被災者が常に情報が得られる環境にない場合も多いことから、有益な情報も伝わらない恐れがある。このため、様々な媒体を用いて被災者への支援情報を確実に周知する必要がある。	被災の状況に応じ、各所管課において実施されている支援策を取りまとめ、本市ホームページ、広報紙等の媒体による広報活動や、「被災者支援ナビ」の運用により、支援情報の周知を図る。 また、各区が必要に応じて、様々な手続や相談をワンストップで行う総合窓口を設置する場合に支援、調整を行う。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 平成30年7月豪雨災害における避難対策等の検証とその充実に向けた提言				8-6	○		○									○					
災害教訓の伝承	被災状況の映像等の資料や水害碑を活用するなどして、災害を追体験できるような取組を検討する必要がある。	過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。	広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 平成30年7月豪雨災害における避難対策等の検証とその充実に向けた提言				1-5	○						○					○					◎
吹付石綿の流出対策	災害時において、建物が倒壊するなど吹付け石綿等が大気中に飛散し、市民が被ばくするなどの二次被害のリスクを低減する必要がある。	災害時に建築物等の倒壊等による石綿の飛散を防止・低減し、環境リスクの低減を図るため、平常時から民間建築物に使用されている吹付けアスベストについて、分析調査や除去等工事に係る費用について補助を行う。 補助については、防災・安全交付金における住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。	広島市地域防災計画（震災対策編）				7-5	○	○									○						

登録番号	広Y2-2021-467
名 称	広島市地域強靱化計画（令和4年3月改定）
主 管 課 所 在 地	広島市危機管理室危機管理課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 （〒730-8586） TEL 082-504-2653
発行年月	令和4（2022）年3月